

令 01 原機（再）020
令和元年 11 月 28 日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者の氏名 理 事 長 児 玉 敏 雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について

平成 30 年 6 月 13 日付け原規規発第 1806132 号をもって認可を受け、その後別表のとおり変更の認可を受け、平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機（再）086 をもって変更認可を申請した核燃料サイクル工学研究所 再処理施設の廃止措置計画を別紙のとおり一部補正いたします。

変更認可の経緯（1 / 2）

| 認可年月日 | 認可番号 | 備考 |
|-------------------|------------------|---|
| 平成 30 年 11 月 30 日 | 原規規発第 1811305 号 | 再処理施設に関する設計及び工事の方法の認可を受けている案件について廃止措置期間中に工事を行うことを明記，ガラス固化技術開発施設の工程制御装置等の更新 |
| 平成 31 年 2 月 18 日 | 原規規発第 19021811 号 | ガラス固化技術開発施設の溶融炉制御盤の更新，ガラス固化技術開発施設の固化セルのインセルクーラの電動機ユニットの交換 |
| 平成 31 年 3 月 29 日 | 原規規発第 1903297 号 | ガラス固化技術開発施設の溶融炉の間接加熱装置（予備品）の製作及び交換 |
| 令和元年 9 月 10 日 | 原規規発第 1909101 号 | 動力分電盤制御用電源回路の一部変更，管理区域境界に設置された窓ガラスの交換，分離精製工場プール水処理系第 2 系統のポンプの交換，クリプトン回収技術開発施設の浄水供給配管等の一部更新，分離精製工場，放出廃液油分除去施設等への浄水供給配管の一部更新，分離精製工場のアンバー系排風機の電動機交換 |

変更認可の経緯（2 / 2）

| 認可年月日 | 認可番号 | 備考 |
|---------------|-----------------|--|
| 令和元年 9 月 10 日 | 原規規発第 1909102 号 | ガラス固化技術開発施設における放射線管理設備の更新 |
| 令和元年 9 月 10 日 | 原規規発第 1909103 号 | アスファルト固化処理施設の浄水配管及び蒸気凝縮水配管の一部更新，第二アスファルト固化体貯蔵施設の水噴霧消火設備の一部更新 |

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書

補正前後比較表

| 補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機（再）086） | 補 正 後 | 補正理由 |
|---|---|---------------------------------------|
| <p>五. 廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設</p> <p>再処理施設は、廃止措置期間中においても使用済燃料の貯蔵、放射性廃棄物の処理・貯蔵、核燃料物質の保管を継続して行う必要がある。これらの施設については当面の間、再処理運転時と同様に性能を維持する必要があることから、表 5-1 に示す再処理運転時の施設定期自主検査の対象としていた設備及び緊急安全対策等として整備した設備、また、これらを含む系統を性能維持施設とする。さらに、早期のリスク低減の観点から、ガラス固化処理を行う系統を性能維持施設とし、その機能及び検査内容について、平成 31 年度の施設定期検査の時期を見据えて廃止措置計画の変更申請を行う。また、再処理維持基準規則を踏まえた安全対策の詳細内容については、遅くとも平成 31 年度末までに定め、逐次廃止措置計画の変更申請を行うこととしており、これらの安全対策で整備する設備についても性能維持施設とし、逐次廃止措置計画に反映する。</p> <p>これらの性能維持施設に要求される機能等については、「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示す。</p> | <p>五. 廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設</p> <p>再処理施設は、廃止措置期間中においても使用済燃料の貯蔵、放射性廃棄物の処理・貯蔵、核燃料物質の保管を継続して行う必要がある。これらの施設については当面の間、再処理運転時と同様に性能を維持する必要があることから、表 5-1 に示す再処理運転時の施設定期自主検査の対象としていた設備及び緊急安全対策等として整備した設備、また、これらを含む系統を性能維持施設とする。さらに、早期のリスク低減の観点から、ガラス固化処理を行う系統を性能維持施設とし、その機能及び検査内容について、令和 2 年度の定期事業者検査の時期を見据えて廃止措置計画の変更申請を行う。また、再処理維持基準規則を踏まえた安全対策の詳細内容については、遅くとも平成 31 年度末までに定め、逐次廃止措置計画の変更申請を行うこととしており、これらの安全対策で整備する設備についても性能維持施設とし、逐次廃止措置計画に反映する。</p> <p>これらの性能維持施設に要求される機能等については、「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示す。</p> | <p>○廃止措置計画認可後初回の施設定期検査の延長を踏まえた見直し</p> |

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を で示す。

| 補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機（再） 086） | 補 正 後 | 補正理由 |
|---|------------------------------------|------|
| <p>表 5-1 性能維持施設（2／17） 省略</p> | <p>表 5-1 性能維持施設（2／17） 補正なし</p> | |

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を で示す。

| 補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機（再） 086） | 補 正 後 | 補正理由 |
|---|---|------------------|
| <p>六. 性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能，その性能を維持すべき期間並びに再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号）第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容</p> <p>1 性能維持施設の位置，構造 省略</p> | <p>六. 性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能，その性能を維持すべき期間並びに再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号）第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容</p> <p>1 性能維持施設の位置，構造 変更を取下げ</p> | <p>○申請の分割のため</p> |

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____で示す。

| <p>補 正 前</p> <p>廃止措置計画変更認可申請書（平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機（再）086）</p> | <p>補 正 後</p> | <p>補正理由</p> |
|---|---|------------------|
| <p>添付書類 四</p> <p>廃止措置中の過失，機械又は装置の故障，浸水，地震，火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類，程度，影響等に関する説明書</p> <p>省略</p> | <p>添付書類 四</p> <p>廃止措置中の過失，機械又は装置の故障，浸水，地震，火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類，程度，影響等に関する説明書</p> <p>変更を取下げ</p> | <p>○申請の分割のため</p> |

| 補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機（再）086） | 補 正 後 | 補正理由 |
|--|--|---------------------------------------|
| <p>添付書類 六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</p> <p>再処理施設は、廃止措置期間中においても使用済燃料の貯蔵、放射性廃棄物の処理・貯蔵、核燃料物質の保管を継続して行う必要がある。これらの施設については当面の間、再処理運転時と同様に性能を維持する必要があることから、再処理運転時の施設定期自主検査の対象としていた設備及び緊急安全対策等として整備した設備、また、これらを含む系統を性能維持施設とする。さらに、早期のリスク低減の観点から、ガラス固化処理を行う系統を性能維持施設とし、その機能及び検査内容について、<u>平成 31 年度の施設定期検査</u>の時期を見据えて廃止措置計画の変更申請を行う。廃止措置期間中に性能を維持すべき施設の維持管理を表 6-1-1 に示す。</p> <p>性能維持施設については、廃止措置の進捗や廃止措置を進める各段階において実施する汚染状況の調査結果等を踏まえ、適宜見直しを行う。</p> | <p>添付書類 六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</p> <p>再処理施設は、廃止措置期間中においても使用済燃料の貯蔵、放射性廃棄物の処理・貯蔵、核燃料物質の保管を継続して行う必要がある。これらの施設については当面の間、再処理運転時と同様に性能を維持する必要があることから、再処理運転時の施設定期自主検査の対象としていた設備及び緊急安全対策等として整備した設備、また、これらを含む系統を性能維持施設とする。さらに、早期のリスク低減の観点から、ガラス固化処理を行う系統を性能維持施設とし、その機能及び検査内容について、<u>令和 2 年度の定期事業者検査</u>の時期を見据えて廃止措置計画の変更申請を行う。廃止措置期間中に性能を維持すべき施設の維持管理を表 6-1-1 に示す。</p> <p>性能維持施設については、廃止措置の進捗や廃止措置を進める各段階において実施する汚染状況の調査結果等を踏まえ、適宜見直しを行う。</p> | <p>○廃止措置計画認可後初回の施設定期検査の延長を踏まえた見直し</p> |

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____で示す。

| 補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機（再） 086） | 補 正 後 | 補正理由 |
|---|---|------|
| <p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（1/168） 省略</p> <p>～</p> <p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（83/168） 省略</p> | <p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（1/168） 補正なし</p> <p>～</p> <p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（83/168） 補正なし</p> | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (84/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-------------|------------|--|--|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | 溶解槽 | 圧力上限緊急操作装置【Ⅰ】 | <ul style="list-style-type: none"> 安全保護回路 | 系統除染が完了するまで |
| | | 圧力上限緊急操作装置【Ⅱ】 | | |
| 溶解槽溶液受槽 | 密度制御操作装置 | 243DR010:対象計器に模擬信号を与え、密度制限値 1.4 g/cm ³ 以下で警報装置が作動し、蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアラームにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質の臨界防止 | |
| | 第1ストリップ調整槽 | 20110A19.3, 20110A19.4:対象計器に模擬信号を与え、温度制限値 74℃以下で警報装置が作動し、蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアラームにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | | |

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (84/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-------------|------------|--|--|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | 溶解槽 | 圧力上限緊急操作装置【Ⅰ】 | <ul style="list-style-type: none"> 安全保護回路 | 系統除染が完了するまで |
| | | 圧力上限緊急操作装置【Ⅱ】 | | |
| 溶解槽溶液受槽 | 密度制御操作装置 | 243DR010:対象計器に模擬信号を与え、密度制限値 1.4 g/cm ³ 以下で警報装置が作動し、蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアラームにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質の臨界防止 | |
| | 第1ストリップ調整槽 | 20110A19.3, 20110A19.4:対象計器に模擬信号を与え、温度制限値 74℃以下で警報装置が作動し、蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアラームにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | | |

補正理由

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (85/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|------------|-------------------|------------------|-----------------|
| 分離精製工場 (MP) | 第1ストリップ調整槽 | 電導度上限操作 上限警報装置 | ・核燃料物質の臨界防 止 | 系統除染が完了する まで |
| | | 温度上限操作 上限警報装置 | ・火災等による損傷の 防止 | |
| | 第2ストリップ調整槽 | 電導度下限操作 装置 | ・核燃料物質の臨界防 止 | |
| | | 電導度下限操作 装置 | | |
| | 第3ストリップ調整槽 | 電導度下限操作 装置 | | |
| | | | | |

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (85/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|------------|-------------------|------------------|-----------------|
| 分離精製工場 (MP) | 第1ストリップ調整槽 | 電導度上限操作 上限警報装置 | ・核燃料物質の臨界防 止 | 系統除染が完了する まで |
| | | 温度上限操作 上限警報装置 | ・火災等による損傷の 防止 | |
| | 第2ストリップ調整槽 | 電導度下限操作 装置 | ・核燃料物質の臨界防 止 | |
| | | 電導度下限操作 装置 | | |
| | 第3ストリップ調整槽 | 電導度下限操作 装置 | | |
| | | | | |

補正理由

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (86/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-------------|-----------|---|--------------------------------|-----------------|
| 分離精製工場 (MP) | 第1スクラブ調整槽 | 密度下限操作装置 | ・核燃料物質の臨界防 止 ・安全保護回路 | 系統除染が完了する まで |
| | 第3スクラブ調整槽 | 電導度下限操作装置 | | |
| | 抽出器 | 流量低下緊急操作装置 | | |
| 検査内容 | | 201DIR013：対象計器に模擬信号を与え、5.330 kPaGauge 以上 (2.81 mol/L 以上) で警報装置が作動し、運転の停止及び調整液供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアスタスコップにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 201CIR016：対象計器に模擬信号を与え、31.616 S/m 以上 (0.9 mol/L 以上) で警報装置が作動し、運転の停止及び調整液供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアスタスコップにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 252FIP11.1、252FIP11.2：実流量又は対象計器に模擬信号を与え、58 L/h 以上で警報装置が作動し、かくはん機、ポンプ等の停止、試薬供給系等の弁が作動することを確認する。 253FIP10.1、253FIP10.2：実流量又は対象計器に模擬信号を与え、2.32 L/h 以上で警報装置が作動し、かくはん機、ポンプ等の停止、試薬供給系等の弁が作動することを確認する。 | | |

補正後

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-------------|-----------|---|--------------------------------|-----------------|
| 分離精製工場 (MP) | 第1スクラブ調整槽 | 密度下限操作装置 | ・核燃料物質の臨界防 止 ・安全保護回路 | 系統除染が完了する まで |
| | 第3スクラブ調整槽 | 電導度下限操作装置 | | |
| | 抽出器 | 流量低下緊急操作装置 | | |
| 検査内容 | | 201DIR013：対象計器に模擬信号を与え、5.330 kPaGauge 以上 (2.81 mol/L 以上) で警報装置が作動し、運転の停止及び調整液供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアスタスコップにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。※1 201CIR016：対象計器に模擬信号を与え、31.616 S/m 以上 (0.9 mol/L 以上) で警報装置が作動し、運転の停止及び調整液供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアスタスコップにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。※1 252FIP11.1、252FIP11.2：実流量又は対象計器に模擬信号を与え、58 L/h 以上で警報装置が作動し、かくはん機、ポンプ等の停止、試薬供給系等の弁が作動することを確認する。 253FIP10.1、253FIP10.2：実流量又は対象計器に模擬信号を与え、2.32 L/h 以上で警報装置が作動し、かくはん機、ポンプ等の停止、試薬供給系等の弁が作動することを確認する。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (86/168)

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

補正理由

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を で示す。

| 補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機（再） 086） | 補 正 後 | 補正理由 |
|--|--|------|
| <p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（87/168） 省略</p> <p>～</p> <p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（89/168） 省略</p> | <p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（87/168） 補正なし</p> <p>～</p> <p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（89/168） 補正なし</p> | |

補正箇所を 示す。

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (90/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|------------|---|--|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | 抽出器 | 256FP-18.6:実流量又は対象計器に模擬信号を与え、36.6 L/h 以上で警報装置が作動し、かくはん機、ポンプ等の停止、試験供給系等の弁が作動することを確認する。 256FP-18.8:実流量又は対象計器に模擬信号を与え、8.83 L/h 以上で警報装置が作動し、かくはん機、ポンプ等の停止、試験供給系等の弁が作動することを確認する。 262FP-14.3:実流量又は対象計器に模擬信号を与え、368.25 L/h 以上で警報装置が作動し、かくはん機、ポンプ等の停止、試験供給系等の弁が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> 安全保護回路 | 系統除染が完了するまで |
| | 流量低下緊急操作装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | | |

補正後

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|------------|---|--|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | 抽出器 | 256FP-18.6:実流量又は対象計器に模擬信号を与え、36.6 L/h 以上で警報装置が作動し、かくはん機、ポンプ等の停止、試験供給系等の弁が作動することを確認する。 256FP-18.8:実流量又は対象計器に模擬信号を与え、8.83 L/h 以上で警報装置が作動し、かくはん機、ポンプ等の停止、試験供給系等の弁が作動することを確認する。 262FP-14.3:実流量又は対象計器に模擬信号を与え、368.25 L/h 以上で警報装置が作動し、かくはん機、ポンプ等の停止、試験供給系等の弁が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> 安全保護回路 | 系統除染が完了するまで |
| | 流量低下緊急操作装置 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | | |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

補正理由

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

補正箇所を 〇で示す。

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (91/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|-----|---|-----------------|-----------------|
| 分離精製工場 (MP) | 抽出器 | 溶媒流量上限警報装置 | ・核燃料物質の臨界防 止 | 系統除染が完了する まで |
| | | 254FA*18.2：対象計器に模擬信号を与え、381 L/h 以下で警報装置が作動することを確認する。 254FA*18.6：対象計器に模擬信号を与え、380.65 L/h 以下で警報装置が作動することを確認する。 256FA*18.13：対象計器に模擬信号を与え、450.86 L/h 以下で警報装置が作動することを確認する。 256FA*18.2：対象計器に模擬信号を与え、451.25 L/h 以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | | |

補 正 前

廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086)

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (91/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|-----|---|-----------------|-----------------|
| 分離精製工場 (MP) | 抽出器 | 溶媒流量上限警報装置 | ・核燃料物質の臨界防 止 | 系統除染が完了する まで |
| | | 254FA*18.2：対象計器に模擬信号を与え、381 L/h 以下で警報装置が作動することを確認する。 254FA*18.6：対象計器に模擬信号を与え、380.65 L/h 以下で警報装置が作動することを確認する。 256FA*18.13：対象計器に模擬信号を与え、450.86 L/h 以下で警報装置が作動することを確認する。 256FA*18.2：対象計器に模擬信号を与え、451.25 L/h 以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 <u>※1</u> | | |

補 正 後

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

補正理由

〇再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (92/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|------------------|--|--|---|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | 圧力上限緊急操作装置 | 266PP*20.3: 対象計器に模擬信号を与え、19.37 kPaGauge 以下で警報装置が作動し、給液系及び蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> 安全保護回路 | 系統除染が完了するまで |
| | | 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | | |
| | 温度上限緊急操作装置 | 266TRP*20.4: 対象計器に模擬信号を与え、換算値 123.6 °C 以下で警報装置が作動し、溶液供給系及び蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止 | |
| | | 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | | |
| | 蒸発缶加熱蒸気温度警報装置 | 266TRA*20.1: 対象計器に模擬信号を与え、温度制限値 135 °C 以下で警報装置が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 | |
| 加熱蒸気凝縮水放射線物質検知装置 | 266 α RP*20: 線源により模擬信号を与え、5200 cpm 以下で警報装置が作動し、溶液供給系、蒸気供給系等の弁が作動することを確認する。 | | | |
| | | 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | | |

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (92/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|------------------|--|--|---|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | 圧力上限緊急操作装置 | 266PP*20.3: 対象計器に模擬信号を与え、19.37 kPaGauge 以下で警報装置が作動し、給液系及び蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> 安全保護回路 | 系統除染が完了するまで |
| | | 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | | |
| | 温度上限緊急操作装置 | 266TRP*20.4: 対象計器に模擬信号を与え、換算値 123.6 °C 以下で警報装置が作動し、溶液供給系及び蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止 | |
| | | 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | | |
| | 蒸発缶加熱蒸気温度警報装置 | 266TRA*20.1: 対象計器に模擬信号を与え、温度制限値 135 °C 以下で警報装置が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 | |
| 加熱蒸気凝縮水放射線物質検知装置 | 266 α RP*20: 線源により模擬信号を与え、5200 cpm 以下で警報装置が作動し、溶液供給系、蒸気供給系等の弁が作動することを確認する。 | | | |
| | | 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | | |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (93/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|----------------|----------------------------------|--------------|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | ブルトニウム溶液蒸発缶 | 密度上限警報装置 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | | 液面上限緊急操作装置 [I] | ・安全保護回路 | |
| | ウラン溶液蒸発缶 (第1段) | 液面上限緊急操作装置 [II] 蒸発缶加熱蒸気温度警報装置 | ・火災等による損傷の防止 | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (93/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|----------------|----------------------------------|--------------|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | ブルトニウム溶液蒸発缶 | 密度上限警報装置 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | | 液面上限緊急操作装置 [I] | ・安全保護回路 | |
| | ウラン溶液蒸発缶 (第1段) | 液面上限緊急操作装置 [II] 蒸発缶加熱蒸気温度警報装置 | ・火災等による損傷の防止 | |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (94/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-------------|----------------|--|-------------------------|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | ウラン溶解蒸発缶 (第1段) | 263TIRP12.1: 対象計器に模擬信号を与え、換算値 118.6 °C 以下で警報装置が作動し、蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 263POA11.2: 対象計器に模擬信号を与え、200.0 kPaGauge 以下で警報装置が作動し、蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 | ・安全保護回路 ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | ウラン脱硝施設 (DN) | 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 263URO30: ウラン濃縮度モニタに検査用試料を取付け測定し、ウラン濃縮度制限値 1.6 % 以下で警報装置が作動し、溶液貯蔵系の弁が操作できないことを確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 263DIO30, 263DIO31: 対象計器に模擬信号を与え、密度制限値 1.6 g/cm ³ 以下で警報装置が作動し、溶液貯蔵系の弁が操作できないことを確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・核燃料物質の臨界防止 | 系統除染が完了するまで |

廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086)

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (94/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-------------|----------------|--|-------------------------|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | ウラン溶解蒸発缶 (第1段) | 263TIRP12.1: 対象計器に模擬信号を与え、換算値 118.6 °C 以下で警報装置が作動し、蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。※1 263POA11.2: 対象計器に模擬信号を与え、200.0 kPaGauge 以下で警報装置が作動し、蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 | ・安全保護回路 ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | ウラン脱硝施設 (DN) | 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。※1 263URO30: ウラン濃縮度モニタに検査用試料を取付け測定し、ウラン濃縮度制限値 1.6 % 以下で警報装置が作動し、溶液貯蔵系の弁が操作できないことを確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。※1 263DIO30, 263DIO31: 対象計器に模擬信号を与え、密度制限値 1.6 g/cm ³ 以下で警報装置が作動し、溶液貯蔵系の弁が操作できないことを確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。※1 | ・核燃料物質の臨界防止 | 系統除染が完了するまで |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

補正理由

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (95/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------|--------|---|--------------|-------------|
| ウラン脱硝施設 (DN) | 溶解液受槽 | 密度指示上限操作装置 264D1076.1: 対象計器に模擬信号を与え、密度制限値 1.6 g/cm ³ 以下で警報装置が作動し、溶解貯蔵系の弁が操作できないことを確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・核燃料物質の臨界防止 | 系統除染が完了するまで |
| | 脱硝塔 | 温度下限緊急操作装置 264TP-42.10, 264TP-43.10: 対象計器に模擬信号を与え、温度制限値 100 °C 以上で警報装置が作動し、溶液供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 264PP-42.2, 264PP-43.2, 2: 対象計器に模擬信号を与え、50.01 kPaGauge 以下で警報装置が作動し、溶液供給系、圧空供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・安全保護回路 | |
| 分離精製工場 (MP) | 酸回収蒸発塔 | 蒸発塔加熱蒸気温度警報装置 273TIA 30.3: 対象計器に模擬信号を与え、温度制限値 135 °C 以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (95/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------|--------|---|--------------|-------------|
| ウラン脱硝施設 (DN) | 溶解液受槽 | 密度指示上限操作装置 264D1076.1: 対象計器に模擬信号を与え、密度制限値 1.6 g/cm ³ 以下で警報装置が作動し、溶解貯蔵系の弁が操作できないことを確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | ・核燃料物質の臨界防止 | 系統除染が完了するまで |
| | 脱硝塔 | 温度下限緊急操作装置 264TP-42.10, 264TP-43.10: 対象計器に模擬信号を与え、温度制限値 100 °C 以上で警報装置が作動し、溶液供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 264PP-42.2, 264PP-43.2, 2: 対象計器に模擬信号を与え、50.01 kPaGauge 以下で警報装置が作動し、溶液供給系、圧空供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | ・安全保護回路 | |
| 分離精製工場 (MP) | 酸回収蒸発塔 | 蒸発塔加熱蒸気温度警報装置 273TIA 30.3: 対象計器に模擬信号を与え、温度制限値 135 °C 以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (96/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|-----------|----------------|--------------|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | 酸回収蒸発缶 | 缶内圧力上限緊急操作装置 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| | | 圧力上限緊急操作装置【I】 | ・安全保護回路 | |
| | 高放射性廃液蒸発缶 | 圧力上限緊急操作装置【II】 | ・閉じ込めの機能 | |
| | | 圧力上昇警報装置 | ・火災等による損傷の防止 | |

補正後

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|-----------|----------------|--------------|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | 酸回収蒸発缶 | 缶内圧力上限緊急操作装置 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| | | 圧力上限緊急操作装置【I】 | ・安全保護回路 | |
| | 高放射性廃液蒸発缶 | 圧力上限緊急操作装置【II】 | ・閉じ込めの機能 | |
| | | 圧力上昇警報装置 | ・火災等による損傷の防止 | |

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (97/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 | |
|-------------|-----------|--------------|---|--------------|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | 高放射性廃液蒸発缶 | 圧力上限操作上限警報装置 | 271FO'A'20.6:対象計器に模擬信号を与え、200 kPaGauge 以下で警報装置が作動し、蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアスタリスクにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 271FO'A'20.7:対象計器に模擬信号を与え、換算値 118.7 °C 以下で警報装置が作動し、蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアスタリスクにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 271LA'20.2:対象計器に模擬信号を与え、1.096 kPaGauge 以上で警報装置が作動することを確認する。 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | | 温度上限操作上限警報装置 | 271γRA'22:対象計器に模擬信号を与え、換算値 0.51 mSv/h 以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のアスタリスクにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・閉じ込めの機能 | |
| | | 液位下限警報装置 | 271FIW'10.1, 271FIW'10.2:対象計器に模擬信号を与え、66.6 L/h 以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のアスタリスクにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・火災等による損傷の防止 | |
| | | γ線上限警報装置 | 271FIW'10.1, 271FIW'10.2:対象計器に模擬信号を与え、66.6 L/h 以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のアスタリスクにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | | |
| | | 流量上昇警報装置 | 271FIW'10.1, 271FIW'10.2:対象計器に模擬信号を与え、66.6 L/h 以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のアスタリスクにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | | |

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (97/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 | |
|-------------|-----------|--------------|---|--------------|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | 高放射性廃液蒸発缶 | 圧力上限操作上限警報装置 | 271FO'A'20.6:対象計器に模擬信号を与え、200 kPaGauge 以下で警報装置が作動し、蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアスタリスクにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。※1 271FO'A'20.7:対象計器に模擬信号を与え、換算値 118.7 °C 以下で警報装置が作動し、蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアスタリスクにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。※1 271LA'20.2:対象計器に模擬信号を与え、1.096 kPaGauge 以上で警報装置が作動することを確認する。 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | | 温度上限操作上限警報装置 | 271γRA'22:対象計器に模擬信号を与え、換算値 0.51 mSv/h 以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のアスタリスクにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。※1 | ・閉じ込めの機能 | |
| | | 液位下限警報装置 | 271FIW'10.1, 271FIW'10.2:対象計器に模擬信号を与え、66.6 L/h 以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のアスタリスクにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。※1 | ・火災等による損傷の防止 | |
| | | γ線上限警報装置 | 271FIW'10.1, 271FIW'10.2:対象計器に模擬信号を与え、66.6 L/h 以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のアスタリスクにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。※1 | | |
| | | 流量上昇警報装置 | 271FIW'10.1, 271FIW'10.2:対象計器に模擬信号を与え、66.6 L/h 以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のアスタリスクにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。※1 | | |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (98/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|--------------|---|---|-----------------|
| 分離精製工場 (MP) | 高放射性廃液貯 槽 | 温度上昇警報装置 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 | 系統除染が完了する まで |
| | | 槽内圧力上昇警報装置 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 | |
| 検査内容 | | 272TRA'12.1-1, 272TRA'12.1-2, 272TRA'12.1-3, 272TRA'12.1-4, 272TRA'14.1-1, 272TRA'14.1-2, 272TRA'14.1-3, 272TRA'14.1-4, 272TRA'16.1-1, 272TRA'16.1-2, 272TRA'16.1-3, 272TRA'16.1-4, 272TRA'18.1-1, 272TRA'18.1-2, 272TRA'18.1-3, 272TRA'18.1-4 : 対象計器に模擬信号を与え、換算値 68.7℃以下で警報装置が作動すること を確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警 報が発報、点滅又は点灯すること。 272PA'12.2, 272PA'14.2, 272PA'16.2, 272PA'18.2 : 対象計器に模擬信号を与え、 0.54 kPaGauge 以下で警報装置が作動する ことを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警 報が発報、点滅又は点灯すること。 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (98/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|--------------|---|---|-----------------|
| 分離精製工場 (MP) | 高放射性廃液貯 槽 | 温度上昇警報装置 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 | 系統除染が完了する まで |
| | | 槽内圧力上昇警報装置 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 | |
| 検査内容 | | 272TRA'12.1-1, 272TRA'12.1-2, 272TRA'12.1-3, 272TRA'12.1-4, 272TRA'14.1-1, 272TRA'14.1-2, 272TRA'14.1-3, 272TRA'14.1-4, 272TRA'16.1-1, 272TRA'16.1-2, 272TRA'16.1-3, 272TRA'16.1-4, 272TRA'18.1-1, 272TRA'18.1-2, 272TRA'18.1-3, 272TRA'18.1-4 : 対象計器に模擬信号を与え、換算値 68.7℃以下で警報装置が作動すること を確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警 報が発報、点滅又は点灯すること。送1 272PA'12.2, 272PA'14.2, 272PA'16.2, 272PA'18.2 : 対象計器に模擬信号を与え、 0.54 kPaGauge 以下で警報装置が作動する ことを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警 報が発報、点滅又は点灯すること。送1 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

補正理由
 ○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を で示す。

| 補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機（再） 086） | 補 正 後 | 補正理由 |
|---|---|------|
| <p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（99/168） 省略</p> | <p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（99/168） 補正なし</p> | |

補正箇所を 〇で示す。

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (100/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---|----------|----------|---|-------------|
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | 高放射性廃液貯槽 | 温度上昇警報装置 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| <p>272TRA*31.3-1, 272TRA*31.3-2, 272TRA*31.3-3, 272TRA*31.3-4, 272TRA*31.3-5, 272TRA*32.3-1, 272TRA*32.3-2, 272TRA*32.3-3, 272TRA*32.3-4, 272TRA*32.3-5, 272TRA*33.3-1, 272TRA*33.3-2, 272TRA*33.3-3, 272TRA*33.3-4, 272TRA*33.3-5, 272TRA*34.3-1, 272TRA*34.3-2, 272TRA*34.3-3, 272TRA*34.3-4, 272TRA*34.3-5, 272TRA*35.3-1, 272TRA*35.3-2, 272TRA*35.3-3, 272TRA*35.3-4, 272TRA*35.3-5, 272TRA*36.3-1, 272TRA*36.3-2, 272TRA*36.3-3, 272TRA*36.3-4, 272TRA*36.3-5 : 対象計器に模擬信号を与え、換算値 65.4℃以下で警報装置が作動することを確認する。</p> <p>警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。</p> | | | | |

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (100/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--|----------|----------|---|-------------|
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | 高放射性廃液貯槽 | 温度上昇警報装置 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| <p>272TRA*31.3-1, 272TRA*31.3-2, 272TRA*31.3-3, 272TRA*31.3-4, 272TRA*31.3-5, 272TRA*32.3-1, 272TRA*32.3-2, 272TRA*32.3-3, 272TRA*32.3-4, 272TRA*32.3-5, 272TRA*33.3-1, 272TRA*33.3-2, 272TRA*33.3-3, 272TRA*33.3-4, 272TRA*33.3-5, 272TRA*34.3-1, 272TRA*34.3-2, 272TRA*34.3-3, 272TRA*34.3-4, 272TRA*34.3-5, 272TRA*35.3-1, 272TRA*35.3-2, 272TRA*35.3-3, 272TRA*35.3-4, 272TRA*35.3-5, 272TRA*36.3-1, 272TRA*36.3-2, 272TRA*36.3-3, 272TRA*36.3-4, 272TRA*36.3-5 : 対象計器に模擬信号を与え、換算値 65.4℃以下で警報装置が作動することを確認する。</p> <p>警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1</p> | | | | |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

補正理由

〇再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (101/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------|-------------------|--------------|----------------|-------------|
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | 高放射性廃液貯槽 | 槽内圧力上昇警報装置 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| | 高放射性廃液貯槽 | 液位上昇警報装置 | ・核燃料物質の臨界防止 | 系統除染が完了するまで |
| 分離精製工場 (MP) | プルトニウム製品貯槽 | 液位上限操作上限警報装置 | ・その他 (漏えい検知機能) | |
| | グルーブボックス (267X65) | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (101/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------|-------------------|--------------|----------------|-------------|
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | 高放射性廃液貯槽 | 槽内圧力上昇警報装置 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| | 高放射性廃液貯槽 | 液位上昇警報装置 | ・核燃料物質の臨界防止 | 系統除染が完了するまで |
| 分離精製工場 (MP) | プルトニウム製品貯槽 | 液位上限操作上限警報装置 | ・その他 (漏えい検知機能) | |
| | グルーブボックス (267X65) | | | |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (102/168)

| 廃棄物処理場 (AAF) | | 設備名称等 | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------|--------|-------------|--|--------------|-------------|
| 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) | 1 蒸発缶 | 低放射性廃液第1蒸発缶 | 322PP*12.1.322PP*12: 対象計器に模擬信号を与え、200 kPaGauge 以下で警報装置が作動し、蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログ表示により、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | | 低放射性廃液第2蒸発缶 | 322PP*12.1.322PP*12: 対象計器に模擬信号を与え、162 kPaGauge 以下で警報装置が作動し、蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログ表示により、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | | 低放射性廃液第3蒸発缶 | 326PP*10.3: 対象計器に模擬信号を与え、158.7 kPaGauge 以下で警報装置が作動し、蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログ表示により、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| 分離精製工場 (MP) | 蒸気凝縮水系 | 放射線物質検査装置 | 282γ RP*60.1.282γ RP*60.2: 線源により模擬信号を与え、3120 cpm 以下で警報装置が作動し、蒸気凝縮水系のポンプの停止及び弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログ表示により、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| | | 放射線物質検査装置 | 282γ RP*60.1.282γ RP*60.2: 線源により模擬信号を与え、3120 cpm 以下で警報装置が作動し、蒸気凝縮水系のポンプの停止及び弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログ表示により、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (102/168)

| 廃棄物処理場 (AAF) | | 設備名称等 | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------|--------|-------------|---|--------------|-------------|
| 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) | 1 蒸発缶 | 低放射性廃液第1蒸発缶 | 322PP*12.1.322PP*12: 対象計器に模擬信号を与え、200 kPaGauge 以下で警報装置が作動し、蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログ表示により、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | | 低放射性廃液第2蒸発缶 | 322PP*12.1.322PP*12: 対象計器に模擬信号を与え、162 kPaGauge 以下で警報装置が作動し、蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログ表示により、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | | 低放射性廃液第3蒸発缶 | 326PP*10.3: 対象計器に模擬信号を与え、158.7 kPaGauge 以下で警報装置が作動し、蒸気供給系の弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログ表示により、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| 分離精製工場 (MP) | 蒸気凝縮水系 | 放射線物質検査装置 | 282γ RP*60.1.282γ RP*60.2: 線源により模擬信号を与え、3120 cpm 以下で警報装置が作動し、蒸気凝縮水系のポンプの停止及び弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログ表示により、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | | 放射線物質検査装置 | 282γ RP*60.1.282γ RP*60.2: 線源により模擬信号を与え、3120 cpm 以下で警報装置が作動し、蒸気凝縮水系のポンプの停止及び弁が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログ表示により、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

補正理由
○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (103/168)

| 補正前 | | | 補正後 | | | | |
|--|------------|----------|-----------------------|----------------------|------------|----------|-----------------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | | | | | | |
| 設備名称等 | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 | 設備名称等 | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
| 分離精製工場 (MP) | 槽内圧力上昇警報装置 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで | 分離精製工場 (MP) | 槽内圧力上昇警報装置 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| 分析所 (CB) | 建家及びセル換気系 | ・閉じ込めの機能 | 分析所の管理区域解除まで | 分析所 (CB) | 建家及びセル換気系 | ・閉じ込めの機能 | 分析所の管理区域解除まで |
| 分離精製工場 (MP) | 負圧警報装置 | ・閉じ込めの機能 | 分離精製工場の管理区域解除まで | 分離精製工場 (MP) | 負圧警報装置 | ・閉じ込めの機能 | 分離精製工場の管理区域解除まで |
| 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) | セル換気系 | ・閉じ込めの機能 | 高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで | 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) | セル換気系 | ・閉じ込めの機能 | 高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (103/168)

| 補正前 | | | 補正後 | | | | |
|--|------------|----------|-----------------------|----------------------|------------|----------|-----------------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | | | | | | |
| 設備名称等 | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 | 設備名称等 | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
| 分離精製工場 (MP) | 槽内圧力上昇警報装置 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで | 分離精製工場 (MP) | 槽内圧力上昇警報装置 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| 分析所 (CB) | 建家及びセル換気系 | ・閉じ込めの機能 | 分析所の管理区域解除まで | 分析所 (CB) | 建家及びセル換気系 | ・閉じ込めの機能 | 分析所の管理区域解除まで |
| 分離精製工場 (MP) | 負圧警報装置 | ・閉じ込めの機能 | 分離精製工場の管理区域解除まで | 分離精製工場 (MP) | 負圧警報装置 | ・閉じ込めの機能 | 分離精製工場の管理区域解除まで |
| 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) | セル換気系 | ・閉じ込めの機能 | 高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで | 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) | セル換気系 | ・閉じ込めの機能 | 高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (104/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------|--------------------|---|---------|-------------------------|
| 廃棄物処理場 (AAF) | 建家及びびセル換気系 | 307dPIA 307.6：対象計器に模擬信号を与え、-0.835～-0.735 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 307dPIA 307.7：対象計器に模擬信号を与え、-1.227～-1.127 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 322dPA 322.R1：対象計器に模擬信号を与え、-0.162～-0.134 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 | 閉じ込めの機能 | 廃棄物処理場の管理区域解除まで |
| | 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) | 322dPA 322.M4：対象計器に模擬信号を与え、-0.064～-0.036 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 322dPA 322.S：対象計器に模擬信号を与え、0.460～0.520 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | 閉じ込めの機能 | 第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで |

補正前
廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086)

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (104/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 | 補正理由 |
|--------------|--------------------|--|---------|-------------------------|---|
| 廃棄物処理場 (AAF) | 建家及びびセル換気系 | 307dPIA 307.6：対象計器に模擬信号を与え、-0.835～-0.735 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 307dPIA 307.7：対象計器に模擬信号を与え、-1.227～-1.127 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。※1 | 閉じ込めの機能 | 廃棄物処理場の管理区域解除まで | ○再処理事業規則第 12 条第 1 項第 2 号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化 |
| | 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) | 322dPA 322.R1：対象計器に模擬信号を与え、-0.162～-0.134 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 322dPA 322.M4：対象計器に模擬信号を与え、-0.064～-0.036 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 322dPA 322.S：対象計器に模擬信号を与え、0.460～0.520 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。※1 | 閉じ込めの機能 | 第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで | |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第 12 条第 1 項第 2 号の性能検査

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (105/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------|-----------------|---|--|-------------------------|
| 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) | 建家及びびセル換気系 | 327dPA 108.1：対象計器に模擬信号を与え、-0.113~-0.085 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 327dPA 120.1：対象計器に模擬信号を与え、-0.157~-0.139 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 327dPA 202.1：対象計器に模擬信号を与え、-0.044~-0.016 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 327dPA 301.1：対象計器に模擬信号を与え、0.384~ 0.402 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 332dPA 003.2：対象計器に模擬信号を与え、-0.118~-0.080 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 | ・閉じ込めの機能 | 第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで |
| | 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) | 建家及びびセル換気系 | 332dPA 101.2：対象計器に模擬信号を与え、-0.069~-0.031 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・閉じ込めの機能 |

補正前
廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086)

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (105/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------|-----------------|---|--|-------------------------|
| 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) | 建家及びびセル換気系 | 327dPA 108.1：対象計器に模擬信号を与え、-0.113~-0.085 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 327dPA 120.1：対象計器に模擬信号を与え、-0.157~-0.139 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 327dPA 202.1：対象計器に模擬信号を与え、-0.044~-0.016 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 327dPA 301.1：対象計器に模擬信号を与え、0.384~ 0.402 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 332dPA 003.2：対象計器に模擬信号を与え、-0.118~-0.080 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 | ・閉じ込めの機能 | 第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで |
| | 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) | 建家及びびセル換気系 | 332dPA 101.2：対象計器に模擬信号を与え、-0.069~-0.031 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | ・閉じ込めの機能 |

補正後

補正理由

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (106/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|-----------|---|---|---------------------|
| 廃液貯蔵場 (WS) | 建家及びビル換気系 | 333dPA 023.2：対象計器に模擬信号を与え、-0.167~-0.129 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 | 廃液貯蔵場の管理区域解除まで |
| | | 333dPA 300.2：対象計器に模擬信号を与え、0.080~0.118 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 | | |
| | | 333dPA 310.2：対象計器に模擬信号を与え、0.932~1.030 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 | | |
| 放出廃液油分除去施設 (C) | 建家換気系 | 350dPA 301：対象計器に模擬信号を与え、0.575~0.603 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 | 放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで |
| | | 264dPIA 921, 264dPIA 923：対象計器に模擬信号を与え、-1.224~-1.130 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 | | |
| ウラン脱硝施設 (DN) | 建家換気系 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 264dPIA 921, 264dPIA 923：対象計器に模擬信号を与え、-1.224~-1.130 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 | ウラン脱硝施設の管理区域解除まで |

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (106/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|-----------|--|---|---------------------|
| 廃液貯蔵場 (WS) | 建家及びビル換気系 | 333dPA 023.2：対象計器に模擬信号を与え、-0.167~-0.129 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 | 廃液貯蔵場の管理区域解除まで |
| | | 333dPA 300.2：対象計器に模擬信号を与え、0.080~0.118 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 | | |
| | | 333dPA 310.2：対象計器に模擬信号を与え、0.932~1.030 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 | | |
| 放出廃液油分除去施設 (C) | 建家換気系 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。※1 350dPA 301：対象計器に模擬信号を与え、0.575~0.603 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 | 放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで |
| | | 264dPIA 921, 264dPIA 923：対象計器に模擬信号を与え、-1.224~-1.130 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 | | |
| ウラン脱硝施設 (DN) | 建家換気系 | 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。※1 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 | ウラン脱硝施設の管理区域解除まで |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (107/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---------------------|------------|--|----------|------------------------|
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | 建家及びビセル換気系 | 272dPA 103.3：対象計器に模擬信号を与え、-0.432～-0.354 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 272dPA 105.3：対象計器に模擬信号を与え、-0.226～-0.168 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 342dPA 710.2：対象計器に模擬信号を与え、0.549～0.627 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 342dPA 710.2：対象計器に模擬信号を与え、0.354～0.432 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・閉じ込めの機能 | 高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで |
| | 建家換気系 | 537dPA 45.2：対象計器に模擬信号を与え、0.549～0.627 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 537dPA 47.2：対象計器に模擬信号を与え、0.931～1.029 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・閉じ込めの機能 | 焼却施設の管理区域解除まで |
| アスファルト固化体貯蔵施設 (ASI) | 建家及びビセル換気系 | 537dPA 45.2：対象計器に模擬信号を与え、0.549～0.627 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 537dPA 47.2：対象計器に模擬信号を与え、0.931～1.029 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・閉じ込めの機能 | アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (107/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---------------------|------------|--|----------|------------------------|
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | 建家及びビセル換気系 | 272dPA 103.3：対象計器に模擬信号を与え、-0.432～-0.354 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 272dPA 105.3：対象計器に模擬信号を与え、-0.226～-0.168 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 342dPA 710.2：対象計器に模擬信号を与え、0.549～0.627 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 342dPA 710.2：対象計器に模擬信号を与え、0.354～0.432 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 537dPA 45.2：対象計器に模擬信号を与え、0.549～0.627 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 537dPA 47.2：対象計器に模擬信号を与え、0.931～1.029 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | ・閉じ込めの機能 | 高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで |
| | 建家換気系 | 537dPA 45.2：対象計器に模擬信号を与え、0.549～0.627 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 537dPA 47.2：対象計器に模擬信号を与え、0.931～1.029 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | ・閉じ込めの機能 | 焼却施設の管理区域解除まで |
| アスファルト固化体貯蔵施設 (ASI) | 建家及びビセル換気系 | 537dPA 45.2：対象計器に模擬信号を与え、0.549～0.627 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 537dPA 47.2：対象計器に模擬信号を与え、0.931～1.029 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | ・閉じ込めの機能 | アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (108/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------------|------------|--|---------|--------------------------|
| 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) | 建家及びびセル換気系 | 538dPA 07.2: 対象計器に模擬信号を与え、1.127 ~ 1.225 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 538dPA 07.3: 対象計器に模擬信号を与え、0.491 ~ 0.589 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | 閉じ込めの機能 | 第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで |
| | 建家及びびセル換気系 | 533dPA 706, 533dPA 709: 対象計器に模擬信号を与え、-0.226 ~ -0.168 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 A07dPA 07.2: 対象計器に模擬信号を与え、0.930 ~ 1.030 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 | 閉じ込めの機能 | 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで |
| アスファルト固化処理施設 (ASP) | 建家及びびセル換気系 | A07dPA 316.2: 対象計器に模擬信号を与え、-22.9 ~ -17.1 PaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | 閉じ込めの機能 | アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで |
| | 建家及びびセル換気系 | 328dPA 004.2, 328dPA 120.2: 対象計器に模擬信号を与え、-0.196 ~ -0.138 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | 閉じ込めの機能 | 廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (108/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------------|------------|--|---------|--------------------------|
| 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) | 建家及びびセル換気系 | 538dPA 07.2: 対象計器に模擬信号を与え、1.127 ~ 1.225 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 538dPA 07.3: 対象計器に模擬信号を与え、0.491 ~ 0.589 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | 閉じ込めの機能 | 第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで |
| | 建家及びびセル換気系 | 533dPA 706, 533dPA 709: 対象計器に模擬信号を与え、-0.226 ~ -0.168 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | 閉じ込めの機能 | 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで |
| アスファルト固化処理施設 (ASP) | 建家及びびセル換気系 | A07dPA 07.2: 対象計器に模擬信号を与え、0.930 ~ 1.030 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 A07dPA 316.2: 対象計器に模擬信号を与え、-22.9 ~ -17.1 PaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | 閉じ込めの機能 | アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで |
| | 建家及びびセル換気系 | 328dPA 004.2, 328dPA 120.2: 対象計器に模擬信号を与え、-0.196 ~ -0.138 kPaGauge で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | 閉じ込めの機能 | 廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (109/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------------|---------------|---|--|---------|
| ガラス固化技術 開発施設 (TVF) | 建家及びセル換 気系 | 負圧警報装置 対象計器に模擬信号を与え、 2.581～2.713 kPaGauge で警報装置が作 動することを確認する。 対象計器に模擬信号を与え、 0.560～0.618 kPaGauge で警報装置が作動 することを確認する。 対象計器に 模擬信号を与え、 0.275～0.217 PaGauge で警報装置が作動することを確認 する。 対象計器に 模擬信号を与え、 -62.8～-55.0 PaGauge で警報装置が 作動することを確認する。 対象計器に 模擬信号を与え、 -72.6～-64.8 PaGauge で 警報装置が作動することを確認する。 対象計器に 模擬信号を与え、 0.128～-0.070 PaGauge で警報装置が作動することを確認 する。 対象計器に 模擬信号を与え、 -21.6～-17.8 PaGauge で警報装置が 作動することを確認する。 警報又は表示のフラッシュにより、警 報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・閉じ込めの機能 ガラス固化技術開発 施設の管理区域解除 まで | 維持すべき期間 |
| | | | | |

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (109/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------------|---------------|---|--|---------|
| ガラス固化技術 開発施設 (TVF) | 建家及びセル換 気系 | 負圧警報装置 対象計器に模擬信号を与え、 2.581～2.713 kPaGauge で警報装置が作 動することを確認する。 対象計器に模擬信号を与え、 0.560～0.618 kPaGauge で警報装置が作動 することを確認する。 対象計器に 模擬信号を与え、 0.128～-0.070 PaGauge で警報装置が作動することを確認 する。 対象計器に 模擬信号を与え、 -21.6～-17.8 PaGauge で警報装置が 作動することを確認する。 警報又は表示のフラッシュにより、警 報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・閉じ込めの機能 ガラス固化技術開発 施設の管理区域解除 まで | 維持すべき期間 |
| | | | | |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第
12条第1項第2号の
一月ごとに行う性能
検査であることの明
確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (110/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------------|-----------|---|---|-------------------------|
| プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | 建家及びセル換気系 | P07dPRCA ⁰⁵¹⁻¹ , P07dPRCA ⁰⁵⁵⁻¹ : 対象計器に模擬信号を与え, 所定の圧力で警報装置が作動することを確認する。 (上限) -170.0~-130.0 PaGauge (下限) -410.0~-370.0 PaGauge | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 | プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで |
| | 負圧警報装置 | P07dPTCA ⁰²⁵⁻¹ , P07dPTCA ⁰²⁷⁻¹ , P07dPTCA ¹²⁶⁻¹ , P07dPTCA ¹²⁸⁻¹ , P07dPTCA ²²⁷⁻¹ , P07dPTCA ²³⁰⁻¹ : 対象計器に模擬信号を与え, 所定の圧力で警報装置が作動することを確認する。 (上限) -30.0~-0.0 PaGauge (下限) -78.0~-38.0 PaGauge 警報又は表示のテストスイッチにより, 警報が発報, 点滅又は点灯すること。 | | |

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (110/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------------|-----------|---|---|-------------------------|
| プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | 建家及びセル換気系 | P07dPRCA ⁰⁵¹⁻¹ , P07dPRCA ⁰⁵⁵⁻¹ : 対象計器に模擬信号を与え, 所定の圧力で警報装置が作動することを確認する。 (上限) -170.0~-130.0 PaGauge (下限) -410.0~-370.0 PaGauge | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 | プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで |
| | 負圧警報装置 | P07dPTCA ⁰²⁵⁻¹ , P07dPTCA ⁰²⁷⁻¹ , P07dPTCA ¹²⁶⁻¹ , P07dPTCA ¹²⁸⁻¹ , P07dPTCA ²²⁷⁻¹ , P07dPTCA ²³⁰⁻¹ : 対象計器に模擬信号を与え, 所定の圧力で警報装置が作動することを確認する。 (上限) -30.0~-0.0 PaGauge (下限) -78.0~-38.0 PaGauge 警報又は表示のテストスイッチにより, 警報が発報, 点滅又は点灯すること。 <u>※1</u> | | |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

補正箇所を 示す。

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (111/168)

| 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|--|---|-----------------|--------------------------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | 補 正 後 | |
| 設備名称等 | 検 査 内 容 | 要 求 さ れ る 機 能 | 維 持 す べ き 期 間 |
| クリプトン回収 技術開発施設 (Kr) | <p>K07dPA 002. 2, K07dPA 003A. 2, K07dPA 003B. 2, K07dPA 003C. 2, K07dPA 004. 2, K07dPA 008B. 2, K07dPA 052A. 2, K07dPA 052B. 2, K07dPA 102. 2, K07dPA 105. 2, K07dPA 150. 2, K07dPA 301 :</p> <p>対象計器に模擬信号を与え、-0.078～ -0.060 kPaGaugeで警報装置が作動するこ とを確認する。</p> <p>K07dPA 207. 2 : 対象計器に模擬信号を与 え、-32.4～-26.6 PaGaugeで警報装置が 作動することを確認する。</p> <p>警報又は表示のテストスイッチにより、警 報が発報、点滅又は点灯すること。</p> | <p>・閉じ込めの機能</p> | クリプトン回収技術 開発施設の管理区域 解除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (111/168)

| 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|--|--|-----------------|--------------------------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | 補 正 後 | |
| 設備名称等 | 検 査 内 容 | 要 求 さ れ る 機 能 | 維 持 す べ き 期 間 |
| クリプトン回収 技術開発施設 (Kr) | <p>K07dPA 002. 2, K07dPA 003A. 2, K07dPA 003B. 2, K07dPA 003C. 2, K07dPA 004. 2, K07dPA 008B. 2, K07dPA 052A. 2, K07dPA 052B. 2, K07dPA 102. 2, K07dPA 105. 2, K07dPA 150. 2, K07dPA 301 :</p> <p>対象計器に模擬信号を与え、-0.078～ -0.060 kPaGaugeで警報装置が作動するこ とを確認する。</p> <p>K07dPA 207. 2 : 対象計器に模擬信号を与 え、-32.4～-26.6 PaGaugeで警報装置が 作動することを確認する。</p> <p>警報又は表示のテストスイッチにより、警 報が発報、点滅又は点灯すること。<u>※1</u></p> | <p>・閉じ込めの機能</p> | クリプトン回収技術 開発施設の管理区域 解除まで |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第
12条第1項第2号の
一月ごとに行う性能
検査であることの明
確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (112/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-------------|-------|--|--|-------------|
| 分析所 (CB) | セ ル 等 | 温度警報装置 107FDT144：対象計器に模擬信号を与え、換算値 72.2℃以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のアラームにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 108LW027：対象計器に模擬信号を与え、1.673 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 108LW214, 108LW404：対象計器に模擬信号を与え、0.832 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認する。 警報又は表示のアラームにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 230FDT131.1, 230FDT131.2, 230FDT131.3, 230FDT131.4, 230FDT131.5, 230FDT131.6, 230FDT333.1, 230FDT333.2, 230FDT334.1, 230FDT334.2, 230FDT334.3：対象計器に模擬信号を与え、換算値 73.6℃以下で警報装置が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | | 漏洩検知装置 | <ul style="list-style-type: none"> ・閉じ込めの機能 | |
| 分離精製工場 (MP) | セ ル 等 | 温度警報装置 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |

補 正 前

廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086)

補 正 後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (112/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-------------|-------|--|--|-------------|
| 分析所 (CB) | セ ル 等 | 温度警報装置 107FDT144：対象計器に模擬信号を与え、換算値 72.2℃以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のアラームにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 108LW027：対象計器に模擬信号を与え、1.673 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 108LW214, 108LW404：対象計器に模擬信号を与え、0.832 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認する。 警報又は表示のアラームにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 230FDT131.1, 230FDT131.2, 230FDT131.3, 230FDT131.4, 230FDT131.5, 230FDT131.6, 230FDT333.1, 230FDT333.2, 230FDT334.1, 230FDT334.2, 230FDT334.3：対象計器に模擬信号を与え、換算値 73.6℃以下で警報装置が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | | 漏洩検知装置 | <ul style="list-style-type: none"> ・閉じ込めの機能 | |
| 分離精製工場 (MP) | セ ル 等 | 温度警報装置 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (113/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|-----|---|--|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | セル等 | 温度警報装置 230FDT1165：対象計器に模擬信号を与え、換算値 72.2℃以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 252FDT107A, 256FDT109A, 1, 256FDT109A, 2, 256FDT109B, 261FDT114, 265FDT015, 276FDT008： 対象計器に模擬信号を与え、換算値 72.2℃以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 204LW0114：対象計器に模擬信号を与え、0.250 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 204LW0140：対象計器に模擬信号を与え、0.834 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | | 漏洩検知装置 | <ul style="list-style-type: none"> ・閉じ込めの機能 | |

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (113/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|-----|---|--|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | セル等 | 温度警報装置 230FDT1165：対象計器に模擬信号を与え、換算値 72.2℃以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。※1 252FDT107A, 256FDT109A, 1, 256FDT109A, 2, 256FDT109B, 261FDT114, 265FDT015, 276FDT008： 対象計器に模擬信号を与え、換算値 72.2℃以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。※1 204LW0114：対象計器に模擬信号を与え、0.250 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 204LW0140：対象計器に模擬信号を与え、0.834 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | | 漏洩検知装置 | <ul style="list-style-type: none"> ・閉じ込めの機能 | |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

補正理由

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____で示す。

| 補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機（再） 086） | 補 正 後 | 補正理由 |
|--|--|------|
| <p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（114/168） 省略</p> <p>～</p> <p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（117/168） 省略</p> | <p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（114/168） 補正なし</p> <p>～</p> <p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（117/168） 補正なし</p> | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (118/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|-----------------|--------|----------|-----------------|
| 分離精製工場 (MP) | セ ル 等 | 漏洩検知装置 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了する まで |
| | ウラン脱硝施設 (DN) | セ ル 等 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了する まで |

補 正 後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (118/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|-----------------|--|----------|-----------------|
| 分離精製工場 (MP) | セ ル 等 | 204LW028：対象計器に模擬信号を与え、0.741 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 204LW029：対象計器に模擬信号を与え、0.692 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 204LW030：対象計器に模擬信号を与え、0.334 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了する まで |
| | ウラン脱硝施設 (DN) | 204LW30.3、264LW31.3：対象計器に模擬信号を与え、0.499 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 264LW32.3、264LW33.3：対象計器に模擬信号を与え、0.509 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了する まで |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (119/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------|-----|---|--------------|-------------|
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | セル等 | 漏洩検知装置 272LA'001, 272LA'003, 272LA'008: 対象計器に模擬信号を与え, 0.627 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 272LA'002: 対象計器に模擬信号を与え, 0.931 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 272LA'004, 272LA'005, 272LA'006, 272LA'007, 272LA'009, 272LA'010, 272LA'011, 272FA'201, 27FLA'202: 対象計器に模擬信号を与え, 0.735 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより, 警報が発報, 点滅又は点灯すること。 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| | セル等 | 温度警報装置 532FDT031, 532FDT032: 対象計器に模擬信号を与え, 換算値 64.4 °C 以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより, 警報が発報, 点滅又は点灯すること。 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |

補正後

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------|-----|---|--------------|-------------|
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | セル等 | 漏洩検知装置 272LA'001, 272LA'003, 272LA'008: 対象計器に模擬信号を与え, 0.627 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 272LA'002: 対象計器に模擬信号を与え, 0.931 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 272LA'004, 272LA'005, 272LA'006, 272LA'007, 272FA'201, 27FLA'202: 対象計器に模擬信号を与え, 0.735 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより, 警報が発報, 点滅又は点灯すること。 ※1 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| | セル等 | 温度警報装置 532FDT031, 532FDT032: 対象計器に模擬信号を与え, 換算値 64.4 °C 以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより, 警報が発報, 点滅又は点灯すること。 ※1 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (119/168)

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

補正箇所を 〇で示す。

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (120/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------------|-------|--------|--------------|-------------|
| 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) | セ ル 等 | 漏洩検知装置 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| | セ ル 等 | 温度警報装置 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| アスファルト固化体貯蔵施設 (ASI) | セ ル 等 | 温度警報装置 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |

補正前
廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086)

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (120/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------------|-------|--------|--------------|-------------|
| 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) | セ ル 等 | 漏洩検知装置 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| | セ ル 等 | 温度警報装置 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |

補正後

補正理由

〇再処理事業規則第 12 条第 1 項第 2 号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第 12 条第 1 項第 2 号の性能検査

補正箇所を 示す。

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (121/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------------|-----------------|--|---|-------------|
| 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) | セ ル 等 温度警報装置 | 538FDT053, 538FDT054.1, 538FDT054.2, 538FDT253 : 対象計器に模擬信号を与え、換算値 72.4 °C 以下で警報装置が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | | 538FDT051.1, 538FDT051.2, 538FDT051.3, 538FDT051.4, 538FDT051.5, 538FDT051.6, 538FDT051.7, 538FDT051.8, 538FDT051.9, 538FDT051.10, 538FDT051.11, 538FDT051.12, 538FDT151.1, 538FDT151.2, 538FDT151.3, 538FDT151.4, 538FDT151.5, 538FDT151.6, 538FDT151.7, 538FDT151.8, 538FDT151.9, 538FDT151.10, 538FDT151.11, 538FDT151.12, 538FDT251.1, 538FDT251.2, 538FDT251.3, 538FDT251.4, 538FDT251.5, 538FDT251.6, 538FDT251.7, 538FDT251.8, 538FDT251.9, 538FDT251.10, 538FDT251.11, 538FDT251.12: 警報設定指針の操作により計器精度内で警報装置の作動を確認後、72.0 °C 以下に警報設定指針が設定されていることを確認する。 | | |
| | | 警報又は表示のアスタリスクにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | | |

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (121/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------------|-----------------|--|---|-------------|
| 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) | セ ル 等 温度警報装置 | 538FDT053, 538FDT054.1, 538FDT054.2, 538FDT253 : 対象計器に模擬信号を与え、換算値 72.4 °C 以下で警報装置が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | | 538FDT051.1, 538FDT051.2, 538FDT051.3, 538FDT051.4, 538FDT051.5, 538FDT051.6, 538FDT051.7, 538FDT051.8, 538FDT051.9, 538FDT051.10, 538FDT051.11, 538FDT051.12, 538FDT151.1, 538FDT151.2, 538FDT151.3, 538FDT151.4, 538FDT151.5, 538FDT151.6, 538FDT151.7, 538FDT151.8, 538FDT151.9, 538FDT151.10, 538FDT151.11, 538FDT151.12, 538FDT251.1, 538FDT251.2, 538FDT251.3, 538FDT251.4, 538FDT251.5, 538FDT251.6, 538FDT251.7, 538FDT251.8, 538FDT251.9, 538FDT251.10, 538FDT251.11, 538FDT251.12: 警報設定指針の操作により計器精度内で警報装置の作動を確認後、72.0 °C 以下に警報設定指針が設定されていることを確認する。 | | |
| | | 警報又は表示のアスタリスクにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | | |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

補正箇所を 示す。

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (122/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------|--------|--|--------------|-------------|
| アスファルト固化処理施設 (ASF) | 漏洩検知装置 | A08LW*050, A08LW*251, A08LW*352: 対象計器に模擬信号を与え, 0.514 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 A08LW*051, A08LW*052, A08LW*055, A08LW*056: 対象計器に模擬信号を与え, 1.009 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認する。 警報又は表示のアスタスツッチにより, 警報が発報, 点滅又は点灯すること。 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| | 温度警報装置 | 318FDT022, 318FDT023: 対象計器に模擬信号を与え, 換算値 73.5 °C 以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のアスタスツッチにより, 警報が発報, 点滅又は点灯すること。 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (122/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------|--------|---|--------------|-------------|
| アスファルト固化処理施設 (ASF) | 漏洩検知装置 | A08LW*050, A08LW*251, A08LW*352: 対象計器に模擬信号を与え, 0.514 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 A08LW*051, A08LW*052, A08LW*055, A08LW*056: 対象計器に模擬信号を与え, 1.009 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認する。 警報又は表示のアスタスツッチにより, 警報が発報, 点滅又は点灯すること。 ※1 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| | 温度警報装置 | 318FDT022, 318FDT023: 対象計器に模擬信号を与え, 換算値 73.5 °C 以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のアスタスツッチにより, 警報が発報, 点滅又は点灯すること。 ※1 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

補正箇所を 示す。

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (123/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------|-------------|---|----------|-----------------|
| 廃棄物処理場 (AAF) | セ ル 等 | 漏洩検知装置 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了する まで |
| | | 308LA*11A, 308LA*11B, 308LA*11C: 対象計器に模擬信号を与え, 0.156 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 308LA*20, 2, 308LA*21, 2: 対象計器に模擬信号を与え, 0.422 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 308LA*22, 2: 対象計器に模擬信号を与え, 0.284 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 308LA*50, 308LA*51: 対象計器に模擬信号を与え, 0.242 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 308FW*30, 308FW*31, 308FW*32: 対象計器に模擬信号を与え, 0.530 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 308FW*33: 対象計器に模擬信号を与え, 0.579 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより, 警報が発報, 点滅又は点灯すること。 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了する まで |

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (123/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------|-------------|--|----------|-----------------|
| 廃棄物処理場 (AAF) | セ ル 等 | 漏洩検知装置 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了する まで |
| | | 308LA*11A, 308LA*11B, 308LA*11C: 対象計器に模擬信号を与え, 0.156 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 308LA*20, 2, 308LA*21, 2: 対象計器に模擬信号を与え, 0.422 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 308LA*22, 2: 対象計器に模擬信号を与え, 0.284 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 308LA*50, 308LA*51: 対象計器に模擬信号を与え, 0.242 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 308FW*30, 308FW*31, 308FW*32: 対象計器に模擬信号を与え, 0.530 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 308FW*33: 対象計器に模擬信号を与え, 0.579 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより, 警報が発報, 点滅又は点灯すること。 ※1 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了する まで |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

補正理由

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

補正箇所を 示す。

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (124/168)

| 補 正 前 | | 補 正 後 | | |
|--|----------------------|---|---------------------------|----------------------------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | |
| 第二低放射性能 液蒸発処理施設 (E) | 設備名称等 セ ル 等 | 検 査 内 容 322LW200：対象計器に模擬信号を与え、 0.446 kPaGauge 以下で警報装置が作動す ることを確認する。 322LW201：対象計器に模擬信号を与え、 0.068 kPaGauge 以下で警報装置が作動す ることを確認する。 331LA*001：対象計器の接点を短絡させる ことで漏洩を検知した状態を模擬し、警報 装置が作動することを確認する。 検知する設備又は送液装置の健全性が定 期的な点検等により維持されていること を点検記録を用いて確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警 報が発報、点滅又は点灯すること。 | 要 求 さ れ る 機 能 ・閉じ込めの機能 | 維 持 す べ き 期 間 系統除染が完了する まで |
| | 漏洩検知装置 | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (124/168)

| 補 正 前 | | 補 正 後 | | |
|--|----------------------|--|---------------------------|----------------------------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | |
| 第二低放射性能 液蒸発処理施設 (E) | 設備名称等 セ ル 等 | 検 査 内 容 322LW200：対象計器に模擬信号を与え、 0.446 kPaGauge 以下で警報装置が作動す ることを確認する。 322LW201：対象計器に模擬信号を与え、 0.068 kPaGauge 以下で警報装置が作動す ることを確認する。 331LA*001：対象計器の接点を短絡させる ことで漏洩を検知した状態を模擬し、警報 装置が作動することを確認する。 検知する設備又は送液装置の健全性が定 期的な点検等により維持されていること を点検記録を用いて確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警 報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | 要 求 さ れ る 機 能 ・閉じ込めの機能 | 維 持 す べ き 期 間 系統除染が完了する まで |
| | 漏洩検知装置 | | | |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第
12条第1項第2号の
一月ごとに行う性能
検査であることの明
確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (125/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------|--------|---|--|-------------|
| 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) | 温度警報装置 | 327TA 120: 対象計器に模擬信号を与え、換算値 72.2℃以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 326FW 70: 対象計器に模擬信号を与え、0.960 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 326FW 120: 対象計器に模擬信号を与え、0.558 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | 漏洩検知装置 | 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録又は外観目視により確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 333FDT020, 333FDT021, 333FDT022, 333FDT023: 対象計器に模擬信号を与え、換算値 72.2℃以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 | |
| 廃溶媒貯蔵場 (WS) | 温度警報装置 | 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止 | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (125/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------|--------|---|--|-------------|
| 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) | 温度警報装置 | 327TA 120: 対象計器に模擬信号を与え、換算値 72.2℃以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 326FW 70: 対象計器に模擬信号を与え、0.960 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 326FW 120: 対象計器に模擬信号を与え、0.558 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | 漏洩検知装置 | 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録又は外観目視により確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 333FDT020, 333FDT021, 333FDT022, 333FDT023: 対象計器に模擬信号を与え、換算値 72.2℃以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 | |
| 廃溶媒貯蔵場 (WS) | 温度警報装置 | 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | <ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止 | |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (126/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|--------|--|----------|-------------|
| 廃溶媒貯蔵場 (WS) | セル等 | 333LA*20.4：対象計器に模擬信号を与え、0.362 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 333LA*21.4：対象計器に模擬信号を与え、0.411 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 333LA*22.4：対象計器に模擬信号を与え、0.509 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 333LA*23.4：対象計器に模擬信号を与え、0.411 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 333FA*100a：対象計器に模擬信号を与え、0.430 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 333FA*100b：対象計器に模擬信号を与え、0.442 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 333FA*126a：対象計器に模擬信号を与え、0.489 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| | 漏洩検知装置 | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (126/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|--------|---|----------|-------------|
| 廃溶媒貯蔵場 (WS) | セル等 | 333LA*20.4：対象計器に模擬信号を与え、0.362 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 333LA*21.4：対象計器に模擬信号を与え、0.411 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 333LA*22.4：対象計器に模擬信号を与え、0.509 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 333LA*23.4：対象計器に模擬信号を与え、0.411 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 333FA*100a：対象計器に模擬信号を与え、0.430 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 333FA*100b：対象計器に模擬信号を与え、0.442 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 333FA*126a：対象計器に模擬信号を与え、0.489 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| | 漏洩検知装置 | | | |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

〇再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (127/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|--------|---|------------------------------|-------------|
| スラッジ貯蔵場 (LW) | 温度警報装置 | 333FDT031, 333FDT032: 対象計器に模擬信号を与え、換算値 72.2℃以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 333LA'031, 333LA'032: 対象計器に模擬信号を与え、1.019 kPaGauge以下で警報装置が作動することを確認する。 332LW'12: 対象計器に模擬信号を与え、0.479 kPaGauge以下で警報装置が作動することを確認する。 | ・火災等による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| | 漏洩検知装置 | 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録又は外観目視により確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 350FW'011: 対象計器に模擬信号を与え、1.519 kPaGauge以下で警報装置が作動することを確認する。 350FW'115, 350FW'116, 350FW'117: 対象計器に模擬信号を与え、0.509 kPaGauge以下で警報装置が作動することを確認する。 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| 放出廃液油分除去施設 (C) | セル等 | 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを外観目視により確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (127/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|--------|---|------------------------------|-------------|
| スラッジ貯蔵場 (LW) | 温度警報装置 | 333FDT031, 333FDT032: 対象計器に模擬信号を与え、換算値 72.2℃以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 333LA'031, 333LA'032: 対象計器に模擬信号を与え、1.019 kPaGauge以下で警報装置が作動することを確認する。 332LW'12: 対象計器に模擬信号を与え、0.479 kPaGauge以下で警報装置が作動することを確認する。 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていること を点検記録又は外観目視により確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 350FW'011: 対象計器に模擬信号を与え、1.519 kPaGauge以下で警報装置が作動することを確認する。 350FW'115, 350FW'116, 350FW'117: 対象計器に模擬信号を与え、0.509 kPaGauge以下で警報装置が作動することを確認する。 | ・火災等による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| | 漏洩検知装置 | 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていること を点検記録又は外観目視により確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 350FW'011: 対象計器に模擬信号を与え、1.519 kPaGauge以下で警報装置が作動することを確認する。 350FW'115, 350FW'116, 350FW'117: 対象計器に模擬信号を与え、0.509 kPaGauge以下で警報装置が作動することを確認する。 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| 放出廃液油分除去施設 (C) | セル等 | 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていること を外観目視により確認する。 警報又は表示のアナログスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (128/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---------------------|-----|--------|---|-------------|
| 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF) | セル等 | 漏洩検知装置 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| | セル等 | 温度警報装置 | <ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |

補正後

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---------------------|-----|--------|---|-------------|
| 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF) | セル等 | 漏洩検知装置 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで |
| | セル等 | 温度警報装置 | <ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |

補正理由

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

補正箇所を 示す。

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (129/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------------|-------------|---|---|-----------------|
| 廃容線処理技術 開発施設 (ST) | セ ル 等 | 漏洩検知装置 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 | 系統除染が完了する まで |
| | | <p>328LA*001, 328LA*002, 328LA*003, 328LA*004, 328LA*005, 328LA*006, 328LA*007, 328LW*020a, 328LW*020b, 328LW*020c, 328LW*020d, 328LW*020e, 328LW*020f, 328LW*021, 328LW*046, 328LW*051, 328LW*052, 328LW*053, 328LW*054, 328LW*055, 328LW*057, 328LW*120a, 328LW*902, 328LW*903 : 対象計 器に模擬信号を与え, 0.627 kPaGauge 以下 で警報装置が作動することを確認する。 検知する設備又は送液装置の健全性が定 期的な点検等により維持されていること を点検記録又は外観目視により確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 報が発報, 点滅又は点灯すること。</p> | | |

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (129/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------------|-------------|--|---|-----------------|
| 廃容線処理技術 開発施設 (ST) | セ ル 等 | 漏洩検知装置 | <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 | 系統除染が完了する まで |
| | | <p>328LA*001, 328LA*002, 328LA*003, 328LA*004, 328LA*005, 328LA*006, 328LA*007, 328LW*020a, 328LW*020b, 328LW*020c, 328LW*020d, 328LW*020e, 328LW*020f, 328LW*021, 328LW*046, 328LW*051, 328LW*052, 328LW*053, 328LW*054, 328LW*055, 328LW*057, 328LW*120a, 328LW*902, 328LW*903 : 対象計 器に模擬信号を与え, 0.627 kPaGauge 以下 で警報装置が作動することを確認する。 検知する設備又は送液装置の健全性が定 期的な点検等により維持されていること を点検記録又は外観目視により確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより, 警 報が発報, 点滅又は点灯すること。 ※1</p> | | |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

補正理由

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を で示す。

| 補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機（再） 086） | 補 正 後 | 補正理由 |
|---|--|------|
| <p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（130/168） 省略</p> | <p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（130/168） 補正なし</p> | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (131/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------------|-------------|---|-----------|-----------------|
| ガラス固化技術 開発施設 (TVF) | セ ル 等 | 漏洩検知装置 | ・ 閉じ込めの機能 | 系統除染が完了する まで |
| | セ ル 等 | G04LA*007：対象計器に模擬信号を与え、 0.349 kPaGauge 以下で警報装置が作動す ることを確認する。 G04LA*102：対象計器に模擬信号を与え、 0.505 kPaGauge 以下で警報装置が作動す ることを確認する。 G04LA*013, G04LA*014, G04LA*015, G04LA*016, G04LA*026：対象計器の接点を短 絡させることで漏洩を検知した状態を模 擬し、警報装置が作動することを確認す る。 検知する設備又は送液装置の健全性が定 期的な点検等により維持されていること を点検記録を用いて確認する。 警報又は表示のデストロイッチにより、警 報が発報、点滅又は点灯すること。 | | |

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (131/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------------|-------------|---|-----------|-----------------|
| ガラス固化技術 開発施設 (TVF) | セ ル 等 | 漏洩検知装置 | ・ 閉じ込めの機能 | 系統除染が完了する まで |
| | セ ル 等 | G04LA*007：対象計器に模擬信号を与え、 0.349 kPaGauge 以下で警報装置が作動す ることを確認する。 G04LA*102：対象計器に模擬信号を与え、 0.505 kPaGauge 以下で警報装置が作動す ることを確認する。 G04LA*013, G04LA*014, G04LA*015, G04LA*016, G04LA*026：対象計器の接点を短 絡させることで漏洩を検知した状態を模 擬し、警報装置が作動することを確認す る。 検知する設備又は送液装置の健全性が定 期的な点検等により維持されていること を点検記録を用いて確認する。 警報又は表示のデストロイッチにより、警 報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | | |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第
12条第1項第2号の
一月ごとに行う性能
検査であることの明
確化

補正箇所を 〇で示す。

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (132/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------------|-----|---|---------------|-------------|
| ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | セル等 | 温度警報装置 P07TRA'051-1, P07TRA'052-1, P07TRA'053-1, P07TRA'054-1, P07TRA'055-1; 対象計器に模擬信号を与え、換算値 74.1 °C 以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・ 火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | | 漏洩検知装置 P11LW'11-4, P11LW'12-4, P12LW'11-4, P12LW'12-3, P75LW'11-4; 対象計器に模擬信号を与え、0.931 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・ 閉じ込めの機能 | |

補 正 前
廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086)

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (132/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 | 補正理由 |
|-----------------------|-----|--|---------------|-------------|---|
| ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | セル等 | 温度警報装置 P07TRA'051-1, P07TRA'052-1, P07TRA'053-1, P07TRA'054-1, P07TRA'055-1; 対象計器に模擬信号を与え、換算値 74.1 °C 以下で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | ・ 火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで | 〇再処理事業規則第 12 条第 1 項第 2 号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化 |
| | | 漏洩検知装置 P11LW'11-4, P11LW'12-4, P12LW'11-4, P12LW'12-3, P75LW'11-4; 対象計器に模擬信号を与え、0.931 kPaGauge 以下で警報装置が作動することを確認する。 検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | ・ 閉じ込めの機能 | | |

補 正 後

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第 12 条第 1 項第 2 号の性能検査

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (134/168)

| 補正前 | | 補正後 | |
|--|-----------------|---|---------------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | | |
| 設備名称等 | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
| ニューテイルリテイ施設 (UC) | 非常用電源 非常用発電機 | (1) 商用電源を停電させ、20 秒以内に非常用発電機から給電されることを確認し、給電後に電圧 6.6 kV±3.5 %及び周波数 50 Hz±5 %であることを確認する。 (2) 商用電源を復電させ、同期検定装置により自動で非常用発電機電源から商用電源に移行することを確認する。 | 供給先の建家の管理 区域解除まで |
| 中間開閉所 | 非常用電源 非常用発電機 | (1) 商用電源を停電させ、20 秒以内に非常用発電機から給電されることを確認し、給電後に電圧 6.6 kV±3.5 %及び周波数 50 Hz±5 %であることを確認する。 (2) 商用電源を復電させ、同期検定装置により自動で非常用発電機電源から商用電源に移行することを確認する。 | 供給先の建家の管理 区域解除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (134/168)

| 補正前 | | 補正後 | |
|--|-----------------|---|---------------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | | |
| 設備名称等 | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
| ニューテイルリテイ施設 (UC) | 非常用電源 非常用発電機 | (1) 商用電源を停電させ、20 秒以内に非常用発電機から給電されることを確認し、給電後に電圧 6.6 kV±3.5 %及び周波数 50 Hz±5 %であることを確認する。 (2) 商用電源を復電させ、同期検定装置により自動で非常用発電機電源から商用電源に移行することを確認する。 | 供給先の建家の管理 区域解除まで |
| 中間開閉所 | 非常用電源 非常用発電機 | (1) 商用電源を停電させ、20 秒以内に非常用発電機から給電されることを確認し、給電後に電圧 6.6 kV±3.5 %及び周波数 50 Hz±5 %であることを確認する。 (2) 商用電源を復電させ、同期検定装置により自動で非常用発電機電源から商用電源に移行することを確認する。 | 供給先の建家の管理 区域解除まで |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第 12 条第 1 項第 2 号の性能検査

○再処理事業規則第 12 条第 1 項第 2 号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (135/168)

| 補正前 | | 補正後 | |
|--|--------|---------|---------------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | | |
| 設備名称等 | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
| 第二中間閉閉所 | 非常用発電機 | ・保安電源設備 | 供給先の建家の管理 区域解除まで |
| ガラス固化技術 開発施設 (TVF) | 非常用発電機 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (135/168)

| 補正前 | | 補正後 | |
|--|--------|---------|---------------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | | |
| 設備名称等 | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
| 第二中間閉閉所 | 非常用発電機 | ・保安電源設備 | 供給先の建家の管理 区域解除まで |
| ガラス固化技術 開発施設 (TVF) | 非常用発電機 | | |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第 12 条第 1 項第 2 号の性能検査

○再処理事業規則第 12 条第 1 項第 2 号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (136/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------|---------|--|---------|-------------------------|
| 分析所 (CB) | 非常用電源 | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V, 周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧 : 100±2 V 周波数 : 50±1.0 Hz | ・保安電源設備 | 分析所の管理区域解除まで |
| | 無停電電源装置 | | | |
| 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) | 非常用電源 | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V, 周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧 : 100±2 V 周波数 : 50±1.0 Hz | ・保安電源設備 | 第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで |
| | 無停電電源装置 | | | |

補 正 前

廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086)

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (136/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------|---------|--|---------|-------------------------|
| 分析所 (CB) | 非常用電源 | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V, 周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。※1 出力電圧 : 100±2 V 周波数 : 50±1.0 Hz | ・保安電源設備 | 分析所の管理区域解除まで |
| | 無停電電源装置 | | | |
| 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) | 非常用電源 | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V, 周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。※1 出力電圧 : 100±2 V 周波数 : 50±1.0 Hz | ・保安電源設備 | 第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで |
| | 無停電電源装置 | | | |

補 正 後

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第 12 条第 1 項第 2 号の性能検査

補正理由

○再処理事業規則第 12 条第 1 項第 2 号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (137/168)

| 補 正 前 | | | |
|--|------------------|--|----------------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | | |
| 設備名称等 | 検 査 内 容 | 維持すべき期間 | |
| 廃溶媒処理技術 開発施設 (ST) | 非常用電源 無停電電源装置 | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V, 周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧 : 100±2 V 周波数 : 50±1.0 Hz | 廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで |
| ウラン脱硝施設 (DN) | 非常用電源 無停電電源装置 | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V, 周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧 : 100±2 V 周波数 : 50±1.0 Hz | ウラン脱硝施設の管理区域解除まで |

補 正 後

| 補 正 後 | | | |
|--|------------------|--|----------------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | | |
| 設備名称等 | 検 査 内 容 | 維持すべき期間 | |
| 廃溶媒処理技術 開発施設 (ST) | 非常用電源 無停電電源装置 | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V, 周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 <u>※1</u> 出力電圧 : 100±2 V 周波数 : 50±1.0 Hz | 廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで |
| ウラン脱硝施設 (DN) | 非常用電源 無停電電源装置 | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V, 周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 <u>※1</u> 出力電圧 : 100±2 V 周波数 : 50±1.0 Hz | ウラン脱硝施設の管理区域解除まで |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

補正理由

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (138/168)

| 補 正 前 | | |
|--|--|---------------------------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | |
| 設備名称等 | 検 査 内 容 | 維持すべき期間 |
| 焼却施設 (IF) | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V, 周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧 : 100±5 V 周波数 : 50±1.0 Hz | 焼却施設の管理区域 解除まで |
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V, 周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧 : 100±5 V 周波数 : 50±1.0 Hz | 高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除までの 管理区域解除まで |
| 非常用電源 | 無停電電源装置 | 要求される機能 ・保安電源設備 |

補 正 後

| 補 正 後 | | |
|--|--|---------------------------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | |
| 設備名称等 | 検 査 内 容 | 維持すべき期間 |
| 焼却施設 (IF) | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V, 周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧 : 100±5 V 周波数 : 50±1.0 Hz | 焼却施設の管理区域 解除まで |
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V, 周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧 : 100±5 V 周波数 : 50±1.0 Hz | 高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除までの 管理区域解除まで |
| 非常用電源 | 無停電電源装置 | 要求される機能 ・保安電源設備 |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

補正理由
○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (139/168)

| 補 正 前 | | | |
|--|------------------|--|--------------------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | | |
| 設備名称等 | 検 査 内 容 | 維持すべき期間 | |
| 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) | 非常用電源 無停電電源装置 | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V, 周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧 : 100±1.5 V 周波数 : 50±1.0Hz | 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで |
| ガラス固化技術開発施設 (TVF) | 非常用電源 無停電電源装置 | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V, 周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧 : 100±1.5 V 周波数 : 50±1.0 Hz | ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで |

補 正 後

| 補 正 後 | | | |
|--|------------------|--|--------------------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | | |
| 設備名称等 | 検 査 内 容 | 維持すべき期間 | |
| 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) | 非常用電源 無停電電源装置 | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V, 周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。※1 出力電圧 : 100±1.5 V 周波数 : 50±1.0Hz | 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで |
| ガラス固化技術開発施設 (TVF) | 非常用電源 無停電電源装置 | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V, 周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。※1 出力電圧 : 100±1.5 V 周波数 : 50±1.0 Hz | ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

| 補正理由 |
|---|
| ○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化 |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (140/168)

| 補正前 | | |
|--|--|--------------------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | |
| 設備名称等 | 検査内容 | 維持すべき期間 |
| 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V, 周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧 : 105±1.6 V 周波数 : 50±1.0 Hz | 第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで |
| 非常用電源 | 無停電電源装置 | 要求される機能 ・保安電源設備 |
| ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V, 周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧 : 103±1.5 V 周波数 : 50±1.0 Hz | ブルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで |
| 非常用電源 | 無停電電源装置 | 要求される機能 ・保安電源設備 |

補正後

| 補正後 | | |
|-----------------------|--|--------------------------|
| 性能維持施設の維持管理 (140/168) | | |
| 設備名称等 | 検査内容 | 維持すべき期間 |
| 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V, 周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 <u>※1</u> 出力電圧 : 105±1.6 V 周波数 : 50±1.0 Hz | 第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで |
| 非常用電源 | 無停電電源装置 | 要求される機能 ・保安電源設備 |
| ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V, 周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 <u>※1</u> 出力電圧 : 103±1.5 V 周波数 : 50±1.0 Hz | ブルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで |
| 非常用電源 | 無停電電源装置 | 要求される機能 ・保安電源設備 |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第 12 条第 1 項第 2 号の性能検査

補正理由
○再処理事業規則第 12 条第 1 項第 2 号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (141/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---------------------|---------|---|---------|------------------------|
| 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF) | 非常用電源 | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V、周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧：105±1.0 V 周波数：50±1.0 Hz | ・保安電源設備 | 低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで |
| | 無停電電源装置 | | | |
| クリプトン回収技術開発施設 (Kr) | 非常用電源 | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V、周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧：103±3.0 V 周波数：50±1.0 Hz | ・保安電源設備 | クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで |
| | 無停電電源装置 | | | |

補正前
廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086)

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (141/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---------------------|---------|---|---------|------------------------|
| 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF) | 非常用電源 | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V、周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧：105±1.0 V 周波数：50±1.0 Hz | ・保安電源設備 | 低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで |
| | 無停電電源装置 | | | |
| クリプトン回収技術開発施設 (Kr) | 非常用電源 | 商用電源の遮断器を遮断及び再投入した時の無停電電源装置から負荷側への給電状態が電圧 100±10 V、周波数 50±1.0 Hz であることを確認する。 インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧：103±3.0 V 周波数：50±1.0 Hz | ・保安電源設備 | クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで |
| | 無停電電源装置 | | | |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第 12 条第 1 項第 2 号の性能検査

補正理由
○再処理事業規則第 12 条第 1 項第 2 号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (142/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 | |
|-----------------|--------|-------------------|--|--------------------|---------------------|
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | 圧縮空気設備 | 冷却水設備 圧力下限警報装置 | 583PIA 140.3:対象計器に模擬信号を与え、272 kPaGauge 以上で警報装置が作動することを確認する。 583PA 140.4:対象計器に模擬信号を与え、284 kPaGauge 以上で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 586PIA 431.7, 586PIA 432.7:対象計器に模擬信号を与え、485 kPaGauge 以上で警報装置が作動することを確認する。 586PA 431.8, 586PA 432.8:対象計器に模擬信号を与え、495 kPaGauge 以上で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 272PA 603.2:対象計器に模擬信号を与え、671.7 kPaGauge 以上で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・その他 (冷却機能) | 供給先の建家の管理 区域解除まで |
| | | 圧空貯槽 (272V603) | ・火災等による損傷の防止 (水素掃気機能) | 高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで | |

補正後

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 | |
|-----------------|--------|-------------------|---|--------------------|---------------------|
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | 圧縮空気設備 | 冷却水設備 圧力下限警報装置 | 583PIA 140.3:対象計器に模擬信号を与え、272 kPaGauge 以上で警報装置が作動することを確認する。 583PA 140.4:対象計器に模擬信号を与え、284 kPaGauge 以上で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。※1 586PIA 431.7, 586PIA 432.7:対象計器に模擬信号を与え、485 kPaGauge 以上で警報装置が作動することを確認する。 586PA 431.8, 586PA 432.8:対象計器に模擬信号を与え、495 kPaGauge 以上で警報装置が作動することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。※1 | ・その他 (冷却機能) | 供給先の建家の管理 区域解除まで |
| | | 圧空貯槽 (272V603) | ・火災等による損傷の防止 (水素掃気機能) | 高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで | |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

補正理由

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

補正箇所を 示す。

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (143/168)

| 補正前 | | 補正後 | |
|--|---|------------------|-----------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | | |
| 設備名称等 | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
| 槽 (328V10, 328V11, 328V20, 328V21, 328V22, 328V23, 328V24, 328V25, 328V30, 328V31, 328V32, 328V40, 328V41, 328V47) | 328TRP*10, 328TRP*11, 328TRP*20, 328TRP*21, 328TRP*22, 328TRP*23, 328TRP*24, 328TRP*25, 328TRP*30, 328TRP*31, 328TRP*32, 328TRP*40, 328TRP*41, 328TRP*47: 対象計器に模擬信号 を与え、換算値 55.3 °C以下で警報装置が 作動し、炭酸ガスボンベ出口の弁が作動す ることを確認する。 温度記録上限界 急操作装置 警報又は表示のテストスイッチにより、警 報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・火災等による損傷の 防止 | 系統除染が完了する まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (143/168)

| 補正前 | | 補正後 | |
|--|---|------------------|-----------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | | |
| 設備名称等 | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
| 槽 (328V10, 328V11, 328V20, 328V21, 328V22, 328V23, 328V24, 328V25, 328V30, 328V31, 328V32, 328V40, 328V41, 328V47) | 328TRP*10, 328TRP*11, 328TRP*20, 328TRP*21, 328TRP*22, 328TRP*23, 328TRP*24, 328TRP*25, 328TRP*30, 328TRP*31, 328TRP*32, 328TRP*40, 328TRP*41, 328TRP*47: 対象計器に模擬信号 を与え、換算値 55.3 °C以下で警報装置が 作動し、炭酸ガスボンベ出口の弁が作動す ることを確認する。 温度記録上限界 急操作装置 警報又は表示のテストスイッチにより、警 報が発報、点滅又は点灯すること。 <u>※1</u> | ・火災等による損傷の 防止 | 系統除染が完了する まで |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

補正理由
○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (144/168)

| 設備名称等 | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|------------------------------|------------------|---------|-----------------|
| ガラス固化技術 開発施設 (TVF) | 圧力上限緊急操 作装置 | ・安全保護回路 | 系統除染が完了する まで |
| | 温度上限緊急操 作装置 | | |
| フルトニウム転 換技術開発施設 (PCDF) | 流量下限緊急操 作装置 | ・安全保護回路 | 系統除染が完了する まで |
| | 窒素酸素混合ガ ス供給系 | | |
| | 水素濃度上限緊 急操作装置 | | |

廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086)

補正前

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (144/168)

| 設備名称等 | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|------------------------------|------------------|---------|-----------------|
| ガラス固化技術 開発施設 (TVF) | 圧力上限緊急操 作装置 | ・安全保護回路 | 系統除染が完了する まで |
| | 温度上限緊急操 作装置 | | |
| フルトニウム転 換技術開発施設 (PCDF) | 流量下限緊急操 作装置 | ・安全保護回路 | 系統除染が完了する まで |
| | 窒素酸素混合ガ ス供給系 | | |
| | 水素濃度上限緊 急操作装置 | | |

補正後

補正理由

○再処理事業規則第 12 条第 1 項第 2 号の 一月ごとに行う性能 検査であることの明 確化

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第 12 条第 1 項第 2 号の性能検査

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (145/168)

| 補正前 | | 補正後 | | |
|--|-------------|---|--|-------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | | | |
| 設備名称等 | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 | |
| ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | 窒素水素混合ガス供給系 | PS6HARA 0'43-2: 窒素水素混合ガス供給系上限警報上限操作系に水素濃度制限値 6% (容積) 以下の NH 標準ガスを供給したとき、警報装置が作動し、NH ガス中間槽入口の弁が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | 廃液蒸発缶 | P71IP'23-1: ヒータを運転状態にし、対象計器に模擬信号を与え、温度制限値 132℃以下で警報装置が作動し、ヒータが停止することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 P71IP'23-1: ヒータを運転状態にし、対象計器に模擬信号を与え、圧力制限値 15.10 kPaGauge 以下で警報装置が作動し、ヒータが停止することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 342TI0'33.1: 対象計器に模擬信号を与え、換算値 55.5℃以下で操作装置が作動し、ダンパが操作できないことを確認する。 表示のテストスイッチにより、表示灯が点灯すること。 | | |
| 焼却施設 (IF) | 温度上限操作装置 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (145/168)

| 補正前 | | 補正後 | | |
|--|-------------|---|--|-------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | | | |
| 設備名称等 | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 | |
| ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | 窒素水素混合ガス供給系 | PS6HARA 0'43-2: 窒素水素混合ガス供給系上限警報上限操作系に水素濃度制限値 6% (容積) 以下の NH 標準ガスを供給したとき、警報装置が作動し、NH ガス中間槽入口の弁が作動することを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| | 廃液蒸発缶 | P71IP'23-1: ヒータを運転状態にし、対象計器に模擬信号を与え、温度制限値 132℃以下で警報装置が作動し、ヒータが停止することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 P71IP'23-1: ヒータを運転状態にし、対象計器に模擬信号を与え、圧力制限値 15.10 kPaGauge 以下で警報装置が作動し、ヒータが停止することを確認する。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 342TI0'33.1: 対象計器に模擬信号を与え、換算値 55.5℃以下で操作装置が作動し、ダンパが操作できないことを確認する。 表示のテストスイッチにより、表示灯が点灯すること。 | | |
| 焼却施設 (IF) | 温度上限操作装置 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで | |

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

補正箇所を 示す。

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (146/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------------|-----------|---|-------------|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | その他の主要な設備 | ガンマ線又は中性子線を模擬した入力を与え、検出器 3 基のうち、2 基以上の検知で作動すること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・核燃料物質の臨界防止 | 系統除染が完了するまで |
| | 臨界警報装置 | | | |
| プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | その他の主要な設備 | ガンマ線又は中性子線を模擬した入力を与え、検出器 3 基のうち、2 基以上の検知で作動すること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 | ・核燃料物質の臨界防止 | 系統除染が完了するまで |
| | 臨界警報装置 | | | |

補正前
廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086)

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (146/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------------|-----------|--|-------------|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | その他の主要な設備 | ガンマ線又は中性子線を模擬した入力を与え、検出器 3 基のうち、2 基以上の検知で作動すること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | ・核燃料物質の臨界防止 | 系統除染が完了するまで |
| | 臨界警報装置 | | | |
| プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | その他の主要な設備 | ガンマ線又は中性子線を模擬した入力を与え、検出器 3 基のうち、2 基以上の検知で作動すること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。 ※1 | ・核燃料物質の臨界防止 | 系統除染が完了するまで |
| | 臨界警報装置 | | | |

補正後

※1 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第2号の性能検査

補正理由

○再処理事業規則第12条第1項第2号の一月ごとに行う性能検査であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (147/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--|---------|---|---------------------|-----------------|
| 分離精製工場 (MP) | 溶解槽 | 温度計 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 系統除染が完了する まで |
| | | 圧力計 | | |
| | 溶解槽溶液受槽 | 密度計 | | |
| 抽出器 | 流量計 | 242TR10.1, 242TR10.2, 242TR11.1, 242TR11.2, 242TR12.1, 242TR12.2: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | | |
| | | 242PR10, 242PR11, 242PR12, 242APR10.1, 242APR11.1, 242APR12.1: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | | |
| 243DR010: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | | | | |
| 252FC11.3, 253FC10.5, 254FRC18.1-1, 254FRC18.1-2, 254FR18.5, 255FC14.4, 255FC16.3, 255FRC125, 255FRC126, 255FC1505.3, 255FC1507.2, 255FC1508.2, 255FC1510.2, 256FRC18.1-1, 256FRC18.1-2, 256FRC18.3-1, 256FRC18.3-2, 256FRC18.5, 256FRC18.7, 256FR18.11, 256FR18.12, 261FC13.4, 261FC15.4, 261FRC124, 261FC1312.2, 262FRC14.2-1, 262FRC14.2-2, 262FR14.4, 265FRC164, 265FC2207, 265FC2211, 265FC2209: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値又は調節計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (147/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--|---------|---|---------------------|-----------------|
| 分離精製工場 (MP) | 溶解槽 | 温度計 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 系統除染が完了する まで |
| | | 圧力計 | | |
| | 溶解槽溶液受槽 | 密度計 | | |
| 抽出器 | 流量計 | 242TR10.1, 242TR10.2, 242TR11.1, 242TR11.2, 242TR12.1, 242TR12.2: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。※2 | | |
| | | 242PR10, 242PR11, 242PR12, 242APR10.1, 242APR11.1, 242APR12.1: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。※2 | | |
| 243DR010: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。※2 | | | | |
| 252FC11.3, 253FC10.5, 254FRC18.1-1, 254FRC18.1-2, 254FR18.5, 255FC14.4, 255FC16.3, 255FRC125, 255FRC126, 255FC1505.3, 255FC1507.2, 255FC1508.2, 255FC1510.2, 256FRC18.1-1, 256FRC18.1-2, 256FRC18.3-1, 256FRC18.3-2, 256FRC18.5, 256FRC18.7, 256FR18.11, 256FR18.12, 261FC13.4, 261FC15.4, 261FRC124, 261FC1312.2, 262FRC14.2-1, 262FRC14.2-2, 262FR14.4, 265FRC164, 265FC2207, 265FC2211, 265FC2209: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値又は調節計の指示値が計器精度内であることを確認する。※2 | | | | |

※2: 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第 12 条第 1 項第 3 号の校正

○再処理事業規則第 12 条第 1 項第 3 号の校正であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (148/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-------------------|-------------|------------|--|---------|
| 分離精製工場 (MP) | 第1スクラップ調整槽 | 密度計 | ・計測制御系統施設 (測定機能) 系統除染が完了するまで | |
| | 第3スクラップ調整槽 | 電導度計 | | |
| | 第2ストリップ調整槽 | 電導度計 | | |
| | 第3ストリップ調整槽 | 電導度計 | | |
| | ブルトニウム溶液蒸発缶 | 温度計 圧力計 | | |
| ドレン受槽 (266V41) | 液位計 | | | |

補正前

廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086)

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (148/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-------------------|-------------|------------|--|---------|
| 分離精製工場 (MP) | 第1スクラップ調整槽 | 密度計 | ・計測制御系統施設 (測定機能) 系統除染が完了するまで | |
| | 第3スクラップ調整槽 | 電導度計 | | |
| | 第2ストリップ調整槽 | 電導度計 | | |
| | 第3ストリップ調整槽 | 電導度計 | | |
| | ブルトニウム溶液蒸発缶 | 温度計 圧力計 | | |
| ドレン受槽 (266V41) | 液位計 | | | |

補正後

補正理由

○再処理事業規則第12条第1項第3号の校正であることの明確化

※2 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第3号の校正

補正箇所を 示す。

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (149/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------|----------------|------|------------------|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | ウラン溶液蒸発缶 (第1段) | 温度計 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 系統除染が完了するまで |
| | | 圧力計 | | |
| | | 流量計 | | |
| ウラン脱硝施設 (DN) | 脱硝塔 | 温度計 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 系統除染が完了するまで |
| | | | | |

補正前
廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086)

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (149/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------|----------------|------|------------------|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | ウラン溶液蒸発缶 (第1段) | 温度計 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 系統除染が完了するまで |
| | | 圧力計 | | |
| | | 流量計 | | |
| ウラン脱硝施設 (DN) | 脱硝塔 | 温度計 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 系統除染が完了するまで |
| | | | | |

補正後

○再処理事業規則第 12 条第 1 項第 3 号の校正であることの明確化

※2 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第 12 条第 1 項第 3 号の校正

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (150/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------|-------|--|---|-------------|
| ウラン脱硝施設 (DN) | 脱硝塔 | 圧力計 | 264PR42.1, 264PR42.2, 1, 264PR43.1, 264PR43.2, 1, 264PR42.1.1, 264PR42.2, 264PR42.3.1, 264PR43.1.1, 264PR43.2, 264PR43.3.1: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | 系統除染が完了するまで |
| | | 密度計 | 263D10'30, 263D10'31: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | |
| | UNH受槽 | ウラン濃縮度モニタ | 263UR0'30: ウラン濃縮度モニタで校正用試料を測定し、校正用試料の分析値に対し計器精度内であることを確認する。 | |
| | | 温度計 | 264TIC75.1, 264T175.2: 対象計器に模擬信号を与え、指示計又は調音計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | |
| | 溶解槽 | 圧力計 | 264PI75.1: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | |
| 溶解液受槽 | 密度計 | 264DR75.1, 264DI75.2: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値又は指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (150/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------|-------|--|---|-------------|
| ウラン脱硝施設 (DN) | 脱硝塔 | 圧力計 | 264PR42.1, 264PR42.2, 1, 264PR43.1, 264PR43.2, 1, 264PR42.1.1, 264PR42.2, 264PR42.3.1, 264PR43.1.1, 264PR43.2, 264PR43.3.1: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | 系統除染が完了するまで |
| | | 密度計 | 263D10'30, 263D10'31: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | |
| | UNH受槽 | ウラン濃縮度モニタ | 263UR0'30: ウラン濃縮度モニタで校正用試料を測定し、校正用試料の分析値に対し計器精度内であることを確認する。 ※2 | |
| | | 温度計 | 264TIC75.1, 264T175.2: 対象計器に模擬信号を与え、指示計又は調音計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | |
| | 溶解槽 | 圧力計 | 264PI75.1: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | |
| 溶解液受槽 | 密度計 | 264DR75.1, 264DI75.2: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値又は指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | 264DI0'76.1: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | |

※2 使用濃縮度の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第3号の校正

○再処理事業規則第12条第1項第3号の校正であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (151/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|--------|--|-----------------------|-----------------|
| 分離精製工場 (MP) | 酸回収蒸発缶 | 温度計 | ・計測制御システム施設 (測定機能) | 系統除染が完了する まで |
| | | 圧力計 | | |
| | 液位計 | | | |
| 高放射性廃液中 間貯槽 | 温度計 | 273TIC30.1, 273TR30.2, 273TR30.3, 273TIA30.3: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値、指示計又は調節計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | | |
| | 圧力計 | 273PR30, 273PR30.1: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | | |
| 高放射性廃液蒸 発缶 | 液位計 | 252LR13.1, 252LR14.1: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | | |
| | 温度計 | 271TR20.1.1, 271TR20.1.2, 271TR20.2.1, 271TR20.2.2: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | | |
| | 圧力計 | 271PR20.1, 271PRW20.2, 271PIC10.5: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | | |
| | 密度計 | 271DR20: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | | |

補正前

廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086)

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (151/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|--------|--|-----------------------|-----------------|
| 分離精製工場 (MP) | 酸回収蒸発缶 | 温度計 | ・計測制御システム施設 (測定機能) | 系統除染が完了する まで |
| | | 圧力計 | | |
| | 液位計 | | | |
| 高放射性廃液中 間貯槽 | 温度計 | 273TIC30.1, 273TR30.2, 273TR30.3, 273TIA30.3: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値、指示計又は調節計の指示値が計器精度内であることを確認する。※2 | | |
| | 圧力計 | 273PR30, 273PR30.1: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。※2 | | |
| 高放射性廃液蒸 発缶 | 液位計 | 252LR13.1, 252LR14.1: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。※2 | | |
| | 温度計 | 271TR20.1.1, 271TR20.1.2, 271TR20.2.1, 271TR20.2.2: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。※2 | | |
| | 圧力計 | 271PR20.1, 271PRW20.2, 271PIC10.5: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。※2 | | |
| | 密度計 | 271DR20: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。※2 | | |

補正後

補正理由

○再処理事業規則第 12 条第 1 項第 3 号の校正であることの明確化

※2 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第 12 条第 1 項第 3 号の校正

補正箇所を 〇で示す。

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (152/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---|-----------|-------------|---------------------|-----------------|
| 分離精製工場 (MP) | 高放射性廃液蒸発缶 | 電導度計 γ線計 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 系統除染が完了する まで |
| | 高放射性廃液貯槽 | 温度計 | | |
| 補正前 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (152/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------|-----------|-------------|---------------------|-----------------|
| 分離精製工場 (MP) | 高放射性廃液蒸発缶 | 電導度計 γ線計 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 系統除染が完了する まで |
| | 高放射性廃液貯槽 | 温度計 | | |
| 補正後 | | | | |

※2 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第 12 条第 1 項第 3 号の校正

〇再処理事業規則第 12 条第 1 項第 3 号の校正であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (153/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------|----------|--|---------------------|-------------|
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | 高放射性廃液貯槽 | 温度計 272TRA 31.1, 272TRA 31.2-1, 272TRA 31.2-2, 272TRA 31.2-3, 272TRA 31.2-4, 272TRA 31.3-1, 272TRA 31.3-2, 272TRA 31.3-3, 272TRA 31.3-4, 272TRA 31.3-5, 272TRA 32.1, 272TRA 32.2-1, 272TRA 32.2-2, 272TRA 32.2-3, 272TRA 32.2-4, 272TRA 32.3-1, 272TRA 32.3-2, 272TRA 32.3-3, 272TRA 32.3-4, 272TRA 32.3-5, 272TRA 33.1, 272TRA 33.2-1, 272TRA 33.2-2, 272TRA 33.2-3, 272TRA 33.2-4, 272TRA 33.3-1, 272TRA 33.3-2, 272TRA 33.3-3, 272TRA 33.3-4, 272TRA 33.3-5, 272TRA 34.1, 272TRA 34.2-1, 272TRA 34.2-2, 272TRA 34.2-3, 272TRA 34.2-4, 272TRA 34.3-1, 272TRA 34.3-2, 272TRA 34.3-3, 272TRA 34.3-4, 272TRA 34.3-5, 272TRA 35.1, 272TRA 35.2-1, 272TRA 35.2-2, 272TRA 35.2-3, 272TRA 35.2-4, 272TRA 35.3-1, 272TRA 35.3-2, 272TRA 35.3-3, 272TRA 35.3-4, 272TRA 35.3-5, 272TRA 36.1, 272TRA 36.2-1, 272TRA 36.2-2, 272TRA 36.2-3, 272TRA 36.2-4, 272TRA 36.3-1, 272TRA 36.3-2, 272TRA 36.3-3, 272TRA 36.3-4, 272TRA 36.3-5; 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 系統除染が完了するまで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (153/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------|----------|--|---------------------|-------------|
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | 高放射性廃液貯槽 | 温度計 272TRA 31.1, 272TRA 31.2-1, 272TRA 31.2-2, 272TRA 31.2-3, 272TRA 31.2-4, 272TRA 31.3-1, 272TRA 31.3-2, 272TRA 31.3-3, 272TRA 31.3-4, 272TRA 31.3-5, 272TRA 32.1, 272TRA 32.2-1, 272TRA 32.2-2, 272TRA 32.2-3, 272TRA 32.2-4, 272TRA 32.3-1, 272TRA 32.3-2, 272TRA 32.3-3, 272TRA 32.3-4, 272TRA 32.3-5, 272TRA 33.1, 272TRA 33.2-1, 272TRA 33.2-2, 272TRA 33.2-3, 272TRA 33.2-4, 272TRA 33.3-1, 272TRA 33.3-2, 272TRA 33.3-3, 272TRA 33.3-4, 272TRA 33.3-5, 272TRA 34.1, 272TRA 34.2-1, 272TRA 34.2-2, 272TRA 34.2-3, 272TRA 34.2-4, 272TRA 34.3-1, 272TRA 34.3-2, 272TRA 34.3-3, 272TRA 34.3-4, 272TRA 34.3-5, 272TRA 35.1, 272TRA 35.2-1, 272TRA 35.2-2, 272TRA 35.2-3, 272TRA 35.2-4, 272TRA 35.3-1, 272TRA 35.3-2, 272TRA 35.3-3, 272TRA 35.3-4, 272TRA 35.3-5, 272TRA 36.1, 272TRA 36.2-1, 272TRA 36.2-2, 272TRA 36.2-3, 272TRA 36.2-4, 272TRA 36.3-1, 272TRA 36.3-2, 272TRA 36.3-3, 272TRA 36.3-4, 272TRA 36.3-5; 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 系統除染が完了するまで |

※2 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第3号の校正

〇再処理事業規則第12条第1項第3号の校正であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (154/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 | |
|-----------------|-------------|------|---|------------------|----------------|
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | 高放射性廃液貯槽 | 圧力計 | 272PR31.1, 272PR32.1, 272PR33.1, 272PR34.1, 272PR35.1, 272PR36.1: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 272PR12.1, 272PR14.1, 272PR16.1, 272PR18.1, 272PR12.3, 272PR14.3, 272PR16.3, 272PR18.3: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 246RW42: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 317FS22: 対象計器に模擬信号を与え、流量計の指示値が計器精度内であることを確認する。 350FS20: 対象計器に模擬信号(接点を短絡)を与え、流量計の指示値が計器精度内であることを確認する。 207FRS001: 対象計器に模擬信号を与え、流量計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | 系統除染が完了するまで | |
| | 分離精製工場 (MP) | 圧力計 | | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 系統除染が完了するまで |
| | 海中放出設備 | 流量計 | | | 全ての建家の管理区域解除まで |
| 主排気筒 | | 流量計 | | 排気元の建家の管理区域解除まで | |

補正前

廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086)

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (154/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 | |
|-----------------|-------------|------|---|------------------|----------------|
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | 高放射性廃液貯槽 | 圧力計 | 272PR31.1, 272PR32.1, 272PR33.1, 272PR34.1, 272PR35.1, 272PR36.1: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 ※2 272PR12.1, 272PR14.1, 272PR16.1, 272PR18.1, 272PR12.3, 272PR14.3, 272PR16.3, 272PR18.3: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 ※2 246RW42: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 ※2 317FS22: 対象計器に模擬信号を与え、流量計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 350FS20: 対象計器に模擬信号(接点を短絡)を与え、流量計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 207FRS001: 対象計器に模擬信号を与え、流量計の記録値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | 系統除染が完了するまで | |
| | 分離精製工場 (MP) | 圧力計 | | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 系統除染が完了するまで |
| | 海中放出設備 | 流量計 | | | 全ての建家の管理区域解除まで |
| 主排気筒 | | 流量計 | | 排気元の建家の管理区域解除まで | |

※2 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第 12 条第 1 項第 3 号の校正

補正理由
 ○再処理事業規則第 12 条第 1 項第 3 号の校正であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (155/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------|-------------|--|---------------------|--------------|
| 分析所 (CB) | 建家及びセル換気系 | 圧力計 107dPI025, 107dPI026, 107dPI027, 107dPIC144.2, 107dPIC021, 107dPI145A, 107dPI145B, 107dPIA107.6, 107dPIA107.7: 対象計器に模擬信号を与え、指示計又は調節計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 分析所の管理区域解除まで |
| | 分離精製工場 (MP) | 圧力計 207dPI003, 207dPI002, 207dPI1003, 207dPIC046, 207dPI001, 207dPI027, 207dPI104, 207dPI1040, 207dPI0143, 207dPI0148, 207dPI0149, 207dPI0150, 207dPI0151, 207dPIC043, 207dPI025A, 207dPI025B, 207dPI041, 207dPI008, 207dPI023, 207dPI026, 207dPI029, 207dPI030, 207dPI031, 207dPI036, 207dPI052, 207dPIC143, 207dPIC156, 207dPI122, 207dPI124, 207dPI125A, 207dPI125B, 207dPI005A, 207dPI005B, 207dPI005C, 207dPI006, 207dPI018, 207dPI019, 207dPI020, 207dPI050, 207dPI107A, 207dPI109A, 207dPI109B, 207dPI114, 207dPI016, 207dPI017, 207dPI015, 207dPI137, 207dPI131, 207dPI1165, 207dPI232, 207dPI220, 207dPIC346, 207dPI333, 207dPI334, 207dPI335, 207dPI107B, 207dPI110A, 207dPI110B, 207dPI110C, 207dPI111, 207dPI113A, 207dPI113B, 207dPIC568, 207dPIA207.7, 207dPIA207.8: 対象計器に模擬信号を与え、指示計又は調節計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (155/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------|-------------|---|---------------------|--------------|
| 分析所 (CB) | 建家及びセル換気系 | 圧力計 107dPI025, 107dPI026, 107dPI027, 107dPIC144.2, 107dPIC021, 107dPI145A, 107dPI145B, 107dPIA107.6, 107dPIA107.7: 対象計器に模擬信号を与え、指示計又は調節計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 分析所の管理区域解除まで |
| | 分離精製工場 (MP) | 圧力計 207dPI003, 207dPI002, 207dPI1003, 207dPIC046, 207dPI001, 207dPI027, 207dPI104, 207dPI1040, 207dPI0143, 207dPI0148, 207dPI0149, 207dPI0150, 207dPI0151, 207dPIC043, 207dPI025A, 207dPI025B, 207dPI041, 207dPI008, 207dPI023, 207dPI026, 207dPI029, 207dPI030, 207dPI031, 207dPI036, 207dPI052, 207dPIC143, 207dPIC156, 207dPI122, 207dPI124, 207dPI125A, 207dPI125B, 207dPI005A, 207dPI005B, 207dPI005C, 207dPI006, 207dPI018, 207dPI019, 207dPI020, 207dPI050, 207dPI107A, 207dPI109A, 207dPI109B, 207dPI114, 207dPI016, 207dPI017, 207dPI015, 207dPI137, 207dPI131, 207dPI1165, 207dPI232, 207dPI220, 207dPIC346, 207dPI333, 207dPI334, 207dPI335, 207dPI107B, 207dPI110A, 207dPI110B, 207dPI110C, 207dPI111, 207dPI113A, 207dPI113B, 207dPIC568, 207dPIA207.7, 207dPIA207.8: 対象計器に模擬信号を与え、指示計又は調節計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | | |

※2 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第3号の校正

○再処理事業規則第12条第1項第3号の校正であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (156/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------------|------------|------|-------------------|-----------------------|
| 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) | セル換気系 | 圧力計 | 計測制御システム施設 (測定機能) | 高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで |
| | セル換気系 | 圧力計 | | |
| 廃棄物処理場 (AAF) | 建家及びびセル換気系 | 圧力計 | 計測制御システム施設 (測定機能) | 廃棄物処理場の管理区域解除まで |
| | 建家及びびセル換気系 | 圧力計 | | |
| スラッジ貯蔵場 (LW) | 建家及びびセル換気系 | 圧力計 | 計測制御システム施設 (測定機能) | スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで |
| 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) | 建家及びびセル換気系 | 圧力計 | | |

補正後

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------------|------------|------|-------------------|-----------------------|
| 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) | セル換気系 | 圧力計 | 計測制御システム施設 (測定機能) | 高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで |
| | セル換気系 | 圧力計 | | |
| 廃棄物処理場 (AAF) | 建家及びびセル換気系 | 圧力計 | 計測制御システム施設 (測定機能) | 廃棄物処理場の管理区域解除まで |
| | 建家及びびセル換気系 | 圧力計 | | |
| スラッジ貯蔵場 (LW) | 建家及びびセル換気系 | 圧力計 | 計測制御システム施設 (測定機能) | スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで |
| 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) | 建家及びびセル換気系 | 圧力計 | | |

補正理由

○再処理事業規則第12条第1項第3号の校正であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (157/168)

| 設備名称等 | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---------------------|------|---|-------------------------|
| 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) | 圧力計 | 327dPI108, 327dPI202: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 332dPIC101.1, 332dPI005: 対象計器に模擬信号を与え、指示計又は調節計の指示値が計器精度内であることを確認する。 333dPI020, 333dPI021, 333dPI022, 333dPI023, 3, 333dPI024: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | 第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで |
| 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) | 圧力計 | 332dPI001, 332dPI002, 332dPIC003.1, 332dPIC101.1, 332dPI005: 対象計器に模擬信号を与え、指示計又は調節計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | 第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで |
| 廃溶媒貯蔵場 (WS) | 圧力計 | 333dPI020, 333dPI021, 333dPI022, 333dPI023, 3, 333dPI024: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | 廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで |
| 放出廃液油分除去施設 (C) | 圧力計 | 350dPI110, 350dPI111: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | 放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで |
| 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF) | 圧力計 | S07dPI002, S07dPI003, S07dPI004, S07dPRC002.1, S07dPRC101.1, S07dPRC117.1: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値、指示計又は調節計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | 低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで |
| ウラン脱硝施設 (DN) | 圧力計 | 264dPIA 921, 264dPIA 923: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | ウラン脱硝施設の管理区域解除まで |

補正前

廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086)

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (157/168)

| 設備名称等 | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---------------------|------|--|-------------------------|
| 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) | 圧力計 | 327dPI108, 327dPI202: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | 第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで |
| 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) | 圧力計 | 332dPI001, 332dPI002, 332dPIC003.1, 332dPIC101.1, 332dPI005: 対象計器に模擬信号を与え、指示計又は調節計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | 第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで |
| 廃溶媒貯蔵場 (WS) | 圧力計 | 333dPI020, 333dPI021, 333dPI022, 333dPI023, 3, 333dPI024: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | 廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで |
| 放出廃液油分除去施設 (C) | 圧力計 | 350dPI110, 350dPI111: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | 放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで |
| 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF) | 圧力計 | S07dPI002, S07dPI003, S07dPI004, S07dPRC002.1, S07dPRC101.1, S07dPRC117.1: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値、指示計又は調節計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | 低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで |
| ウラン脱硝施設 (DN) | 圧力計 | 264dPIA 921, 264dPIA 923: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | ウラン脱硝施設の管理区域解除まで |

※2 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第 12 条第 1 項第 3 号の校正

補正理由
○再処理事業規則第 12 条第 1 項第 3 号の校正であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (158/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------------|-----------|--|---------------------|--------------------------|
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | 建家及びセル換気系 | 圧力計 272dPI001, 272dPI002, 272dPI003, 272dPI004, 272dPI005, 272dPI006, 272dPI007, 272dPI008, 272dPI011, 272dPI009, 272dPI010, 272dPI058, 272dPI1322, 272dPI201, 272dPI202: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで |
| 焼却施設 (IF) | 建家換気系 | 圧力計 342dPI106, 342dPI109, 342dPI302, 342dPI401, 342dPI405: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | | 焼却施設の管理区域解除まで |
| アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) | 建家及びセル換気系 | 圧力計 537dPI011, 537dPI052, 537dPI115, 537dPI152, 537dPI311, 537dPI416: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | | アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで |
| 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) | 建家及びセル換気系 | 圧力計 538dPI020, 538dPI021, 538dPI051, 538dPI052, 538dPI053, 538dPI054, 538dPI151, 538dPI152, 538dPI251, 538dPI252, 538dPI254, 538dPI050, 538dPI253: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | | 第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで |

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (158/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------------|-----------|---|---------------------|--------------------------|
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | 建家及びセル換気系 | 圧力計 272dPI001, 272dPI002, 272dPI003, 272dPI004, 272dPI005, 272dPI006, 272dPI007, 272dPI008, 272dPI011, 272dPI009, 272dPI010, 272dPI058, 272dPI1322, 272dPI201, 272dPI202: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで |
| 焼却施設 (IF) | 建家換気系 | 圧力計 342dPI106, 342dPI109, 342dPI302, 342dPI401, 342dPI405: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | | 焼却施設の管理区域解除まで |
| アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) | 建家及びセル換気系 | 圧力計 537dPI011, 537dPI052, 537dPI115, 537dPI152, 537dPI311, 537dPI416: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | | アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで |
| 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) | 建家及びセル換気系 | 圧力計 538dPI020, 538dPI021, 538dPI051, 538dPI052, 538dPI053, 538dPI054, 538dPI151, 538dPI152, 538dPI251, 538dPI252, 538dPI254, 538dPI050, 538dPI253: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | | 第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで |

※2 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第3号の校正

補正理由
○再処理事業規則第12条第1項第3号の校正であることの明確化

補正箇所を 示す。

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (159/168)

| 補 正 前 | | |
|--|-------------------|---|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | |
| 設備名称等 | 検 査 内 容 | 要 求 さ れ る 機 能 |
| 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) | 圧力計 建家及びびセル換気系 | 533dPT001, 533dPTC102, 533dPT035, 533dPT036, 533dPT050, 533dPT002, 533dPT003, 533dPT004, 533dPT151: 対象計器に模擬信号を与え、指示の指示値が計器精度内であることを確認する。 |
| アスファルト固化処理施設 (ASP) | 圧力計 建家及びびセル換気系 | A07dPT025, A07dPT050, A07dPT051, A07dPT052, A07dPT053, A07dPT054, A07dPT055, A07dPT056, A07dPT057, A07dPT015, 1, A07dPT114, A07dPT115, A07dPT152, A07dPT251, A07dPT312, A07dPT316, 1, A07dPT359, A07dPT352, A07dPT414: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 |
| 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) | 圧力計 建家及びびセル換気系 | 328dPT020, 328dPT051, 328dPT052, 328dPT053, 328dPT054, 328dPT055, 328dPT057, 328dPT021, 328dPT001, 328dPT002, 328dPT003, 328dPT005, 328dPT006, 328dPT007, 2, 328dPTC115, 1, 328dPTC201, 1, 328dPTC210, 1, 328dPTC120, 1, 328dPTC004, 1, 328dPTC007, 1: 対象計器に模擬信号を与え、指示計又は調節計の指示値が計器精度内であることを確認する。 |
| | | ・計測制御系統施設 (測定機能) |
| | | 維持すべき期間 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで 廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (159/168)

| 補 正 後 | | |
|--------------------------|-------------------|---|
| 補正理由 | | |
| 設備名称等 | 検 査 内 容 | 要 求 さ れ る 機 能 |
| 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) | 圧力計 建家及びびセル換気系 | 533dPT001, 533dPTC102, 533dPT035, 533dPT036, 533dPT050, 533dPT002, 533dPT003, 533dPT004, 533dPT151: 対象計器に模擬信号を与え、指示の指示値が計器精度内であることを確認する。※2 |
| アスファルト固化処理施設 (ASP) | 圧力計 建家及びびセル換気系 | A07dPT025, A07dPT050, A07dPT051, A07dPT052, A07dPT053, A07dPT054, A07dPT055, A07dPT056, A07dPT057, A07dPT015, 1, A07dPT114, A07dPT115, A07dPT152, A07dPT251, A07dPT312, A07dPT316, 1, A07dPT359, A07dPT352, A07dPT414: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。※2 |
| 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) | 圧力計 建家及びびセル換気系 | 328dPT020, 328dPT051, 328dPT052, 328dPT053, 328dPT054, 328dPT055, 328dPT057, 328dPT021, 328dPT001, 328dPT002, 328dPT003, 328dPT005, 328dPT006, 328dPT007, 2, 328dPTC115, 1, 328dPTC201, 1, 328dPTC210, 1, 328dPTC120, 1, 328dPTC004, 1, 328dPTC007, 1: 対象計器に模擬信号を与え、指示計又は調節計の指示値が計器精度内であることを確認する。※2 |
| | | ・計測制御系統施設 (測定機能) |
| | | 維持すべき期間 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで 廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで |

○再処理事業規則第12条第1項第3号の校正であることの明確化

※2 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第3号の校正

補正箇所を 示す。

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (160/168)

| 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|--|--|---------------------|------------------------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | | |
| 設備名称等 | 検 査 内 容 | 要 求 さ れ る 機 能 | 維 持 す べ き 期 間 |
| ガラス固化技術 開発施設 (TVF) | G07dPIRC012.1, G07dPIRC016.1, G07dPIRC018.1, G07dPIRC023.1, G07dPIRC024.1, G07dPIRC028.1, G07dPIRC101.1, G07dPIRC102.1, G07dPIRC112.1, G07dPIRC116.1, G07dPIRC122.1, G07dPIRC144.1, G07dPIRC211.1, G07dPIRC221.1, G07dPIRC240.1, G07dPIRC311.1, G07dPIR003.1, G07dPIR004.1, G07dPIR005.1, G07dPIR006.1, G07dPIR007.1, G07dPIR010, G07dPIR011.1, G07dPIR022, G07dPIR026.1, G07dPIR101.4, G07dPIR102.5, G07dPIR103.1, G07dPIR110.1, G07dPIR120.1, G07dPIR140.1, G07dPIR210, G07dPI003.3, G07dPI004.3, G07dPI005.3, G07dPI006.3, G07dPI007.3, G07dPI013, G07dPI014.1, G07dPI101.3, G07dPI102.4, G07dPI103.3, G07dPI110.2, G43PICO'A001.1, G43PICO'A001.2, G43PI001.3, G43PI001.4, G43PI001.5, G43PI001.6, G33PI002.1, G33PI002.2, G33PI002.3, G33PI002.4: 対象計器に模擬 信号を与え、記録計の記録値、指示計又 は調節計の指示値が計器精度内であるこ とを確認する。 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | ガラス固化技術開発 施設の管理区域解除 まで |
| 建家及びセル換 気系 圧力計 | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (160/168)

| 補 正 後 | | 補 正 理 由 | |
|-----------------------|---|---------------------|------------------------------|
| 補正箇所を 示す。 | | | |
| 設備名称等 | 検 査 内 容 | 要 求 さ れ る 機 能 | 維 持 す べ き 期 間 |
| ガラス固化技術 開発施設 (TVF) | G07dPIRC012.1, G07dPIRC016.1, G07dPIRC018.1, G07dPIRC023.1, G07dPIRC024.1, G07dPIRC028.1, G07dPIRC101.1, G07dPIRC102.1, G07dPIRC112.1, G07dPIRC116.1, G07dPIRC122.1, G07dPIRC144.1, G07dPIRC211.1, G07dPIRC221.1, G07dPIRC240.1, G07dPIRC311.1, G07dPIR003.1, G07dPIR004.1, G07dPIR005.1, G07dPIR006.1, G07dPIR007.1, G07dPIR010, G07dPIR011.1, G07dPIR022, G07dPIR026.1, G07dPIR101.4, G07dPIR102.5, G07dPIR103.1, G07dPIR110.1, G07dPIR120.1, G07dPIR140.1, G07dPIR210, G07dPI003.3, G07dPI004.3, G07dPI005.3, G07dPI006.3, G07dPI007.3, G07dPI013, G07dPI014.1, G07dPI101.3, G07dPI102.4, G07dPI103.3, G07dPI110.2, G43PICO'A001.1, G43PICO'A001.2, G43PI001.3, G43PI001.4, G43PI001.5, G43PI001.6, G33PI002.1, G33PI002.2, G33PI002.3, G33PI002.4: 対象計器に模擬 信号を与え、記録計の記録値、指示計又 は調節計の指示値が計器精度内であるこ とを確認する。 ※2 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | ガラス固化技術開発 施設の管理区域解除 まで |
| 建家及びセル換 気系 圧力計 | | | |

※2 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第12条第1項第3号の校正

○再処理事業規則第12条第1項第3号の校正であることの明確化

補正箇所を 示す。

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (161/168)

| 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|--|------------------|---|-------------------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | | |
| 設備名称等 | 検 査 内 容 | 要 求 さ れ る 機 能 | 維 持 す べ き 期 間 |
| ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | 圧力計 建家及びセル換気系 | <ul style="list-style-type: none"> 計測制御系統施設 (測定機能) | ブルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで |
| クリプトン回収技術開発施設 (Kr) | 圧力計 建家及びセル換気系 | | クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (161/168)

| 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|--|------------------|---|-------------------------|
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | | |
| 設備名称等 | 検 査 内 容 | 要 求 さ れ る 機 能 | 維 持 す べ き 期 間 |
| ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | 圧力計 建家及びセル換気系 | <ul style="list-style-type: none"> 計測制御系統施設 (測定機能) | ブルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで |
| クリプトン回収技術開発施設 (Kr) | 圧力計 建家及びセル換気系 | | クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで |

○再処理事業規則第 12 条第 1 項第 3 号の校正であることの明確化

※2 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第 12 条第 1 項第 3 号の校正

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (162/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------------|-------|---|---------------------|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | 流量計 | 251FRC119、251FRC121: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値及び調節計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 系統除染が完了するまで |
| | 液位計 | 251LR011.1: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | | |
| | 密度計 | 251DR11: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | | |
| プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | 温度計 | P14TRC14-4、P14TRC14-5、P14TRC14-6: 対象計器に模擬信号を与え、調節計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | | 系統除染が完了するまで |
| | 流量計 | P14FI14-3、P14FI14-4: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | | |
| 窒素水素混合ガス供給系 | 水素濃度計 | P86HRA ⁰ 43-2: 対象計器に模擬信号を与え、水素濃度計の出力電流値が計器精度内であることを確認する。 | | 系統除染が完了するまで |

補正前

廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086)

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (162/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------------|-------|--|---------------------|-------------|
| 分離精製工場 (MP) | 流量計 | 251FRC119、251FRC121: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値及び調節計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 系統除染が完了するまで |
| | 液位計 | 251LR011.1: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | | |
| | 密度計 | 251DR11: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | | |
| プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) | 温度計 | P14TRC14-4、P14TRC14-5、P14TRC14-6: 対象計器に模擬信号を与え、調節計の指示値が計器精度内であることを確認する。 2 | | 系統除染が完了するまで |
| | 流量計 | P14FI14-3、P14FI14-4: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | | |
| 窒素水素混合ガス供給系 | 水素濃度計 | P86HRA ⁰ 43-2: 対象計器に模擬信号を与え、水素濃度計の出力電流値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | | 系統除染が完了するまで |

※2 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第 12 条第 1 項第 3 号の校正

○再処理事業規則第 12 条第 1 項第 3 号の校正であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (163/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------------|-----|--|---------------------|-----------------------|
| 第一付風排気筒 | 流量計 | A07FRS001S: 対象計器に模擬信号を与え、流量計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 排気元の建家の管理 区域解除まで |
| 第二付風排気筒 | 流量計 | G07FRS400: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値、指示計の指示値、積算計の積算値が計器精度内であることを確認する。 | | |
| 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) | 温度計 | 532TI11, 532TI12: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで |
| 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) | 温度計 | 533TR003, 533TR004: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | | |
| 廃棄物処理場 (AAF) | 圧力計 | 32PIP12: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 系統除染が完了するまで |
| 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) | 圧力計 | 322PIP12: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 | | |

廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086)

補正前

補正後

補正理由

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (163/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--------------------------|-----|---|---------------------|-----------------------|
| 第一付風排気筒 | 流量計 | A07FRS001S: 対象計器に模擬信号を与え、流量計の記録値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 排気元の建家の管理 区域解除まで |
| 第二付風排気筒 | 流量計 | G07FRS400: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値、指示計の指示値、積算計の積算値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | | |
| 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) | 温度計 | 532TI11, 532TI12: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで |
| 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) | 温度計 | 533TR003, 533TR004: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | | |
| 廃棄物処理場 (AAF) | 圧力計 | 32PIP12: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 系統除染が完了するまで |
| 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) | 圧力計 | 322PIP12: 対象計器に模擬信号を与え、指示計の指示値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | | |

※2 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第 12 条第 1 項第 3 号の校正

○再処理事業規則第 12 条第 1 項第 3 号の校正であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (165/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------------|------------|------|---------------------|-------------|
| 廃溶媒処理技術 開発施設 (ST) | 槽 (328V10) | 温度計 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 系統除染が完了するまで |
| | 槽 (328V11) | 温度計 | | |
| | 槽 (328V20) | 温度計 | | |
| | 槽 (328V21) | 温度計 | | |
| | 槽 (328V22) | 温度計 | | |
| | 槽 (328V23) | 温度計 | | |
| | 槽 (328V24) | 温度計 | | |
| | 槽 (328V25) | 温度計 | | |

補正前
廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086)

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (165/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|----------------------|------------|------|---------------------|-------------|
| 廃溶媒処理技術 開発施設 (ST) | 槽 (328V10) | 温度計 | ・計測制御系統施設 (測定機能) | 系統除染が完了するまで |
| | 槽 (328V11) | 温度計 | | |
| | 槽 (328V20) | 温度計 | | |
| | 槽 (328V21) | 温度計 | | |
| | 槽 (328V22) | 温度計 | | |
| | 槽 (328V23) | 温度計 | | |
| | 槽 (328V24) | 温度計 | | |
| | 槽 (328V25) | 温度計 | | |

補正後

※2 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第 12 条第 1 項第 3 号の校正

補正理由

○再処理事業規則第 12 条第 1 項第 3 号の校正であることの明確化

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (166/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|--|------------|--|---|-------------|
| 廃液処理技術 開発施設 (ST) | 槽 (328V30) | 328TRP*30: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> 計測制御系統施設 (測定機能) | 系統除染が完了するまで |
| | 槽 (328V31) | 328TRP*31: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | | |
| | 槽 (328V32) | 328TRP*32: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | | |
| | 槽 (328V40) | 328TRP*40: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | | |
| | 槽 (328V41) | 328TRP*41: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | | |
| | 槽 (328V47) | 328TRP*47: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 | | |
| | 補 正 前 | | | |
| 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機 (再) 086) | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (166/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|---|------------|---|---|-------------|
| 廃液処理技術 開発施設 (ST) | 槽 (328V30) | 328TRP*30: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | <ul style="list-style-type: none"> 計測制御系統施設 (測定機能) | 系統除染が完了するまで |
| | 槽 (328V31) | 328TRP*31: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | | |
| | 槽 (328V32) | 328TRP*32: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | | |
| | 槽 (328V40) | 328TRP*40: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | | |
| | 槽 (328V41) | 328TRP*41: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | | |
| | 槽 (328V47) | 328TRP*47: 対象計器に模擬信号を与え、記録計の記録値が計器精度内であることを確認する。 ※2 | | |
| | 補 正 後 | | | |
| ※2 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第 12 条第 1 項第 3 号の校正 補正理由 ○再処理事業規則第 12 条第 1 項第 3 号の校正であることの明確化 | | | | |

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (167/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-------------------|--|---|-----------------|-----------------|
| 分離精製工場 (MP) | 燃料カスククレーン | (1)主巻により定格荷重を吊って、吊り上げ、走行、横行動作、停止操作が正常に作動し、異常、著しい発熱、及び振動がないことを確認する。 (2)主巻により定格荷重を吊って、巻過防止装置、ブレーキ装置、制御装置が正常に作動することを確認する。 (3)主巻により定格荷重を床に降ろし、ワイヤー、フック等の外観に変形、ねじれ、亀裂がないことを確認する。 天井クレーンが所定の位置以外にあるとき、トラップ扉が開かないことを確認する。 | ・搬送設備 (搬送機能) | 使用済燃料の搬出が完了するまで |
| | 燃料取出しブールクレーン | | | |
| | 燃料貯蔵ブールクレーン | | | |
| | 燃料移動ブールクレーン | | | |
| セル内クレーン | 貯槽圧力が850 kPaGauge以上の圧力であることを確認後、貯槽の溶接部等に発泡液を塗布し、漏れによる発泡がないことを確認する。 | ・搬送設備 (インターロック機能) | 使用済燃料の搬出が完了するまで | |
| 廃ガス貯槽 (246V42) | 作動試験により、安全弁(246C10)の吹出し圧力が980 kPaGauge以下であることを確認する。 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで | |

補正前

廃止措置計画変更認可申請書 (平成31年3月20日付け30原機(再)086)

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (167/168)

| 設備名称等 | | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-------------------|--|--|-----------------|-----------------|
| 分離精製工場 (MP) | 燃料カスククレーン | (1)定格荷重を吊って、吊り上げ、走行、横行動作、停止操作が正常に作動し、異常、著しい発熱、及び振動がないことを確認する。 (2)定格荷重を吊って、巻過防止装置、ブレーキ装置、制御装置が正常に作動することを確認する。 (3)定格荷重を床に降ろし、ワイヤー、フック等の外観に変形、ねじれ、亀裂がないことを確認する。 天井クレーンが所定の位置以外にあるとき、トラップ扉が開かないことを確認する。 | ・搬送設備 (搬送機能) | 使用済燃料の搬出が完了するまで |
| | 燃料取出しブールクレーン | | | |
| | 燃料貯蔵ブールクレーン | | | |
| | 燃料移動ブールクレーン | | | |
| セル内クレーン | 貯槽圧力が850 kPaGauge以上の圧力であることを確認後、貯槽の溶接部等に発泡液を塗布し、漏れによる発泡がないことを確認する。 | ・搬送設備 (インターロック機能) | 使用済燃料の搬出が完了するまで | |
| 廃ガス貯槽 (246V42) | 作動試験により、安全弁(246C10)の吹出し圧力が980 kPaGauge以下であることを確認する。 | ・閉じ込めの機能 | 系統除染が完了するまで | |

○検査対象の見直し
(主巻だけでなく補巻も検査対象とする)

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (168/168)

| 設備名称等 | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------|---|--------------------------|--------------------|
| 海中放出設備 | 放出配管系を0.45 MPaGauge以上に加圧し、圧力降下がないことを確認する。 | ・廃棄施設 | 全ての建家の管理区域解除まで |
| 分離精製工場 (MP) | 作動試験により、安全弁(266C3)の吹出し圧力が0.249 MPaGauge以下であることを確認する。 作動試験により、安全弁(271C10)の吹出し圧力が0.249 MPaGauge以下であることを確認する。 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | 運転中の空気圧縮機1台を停止させ、予備機が自動起動することを確認する。 | ・計測制御系統施設 | 高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで |
| ユーティリティ施設 (UC) | 空気圧縮機 | ・火災等による損傷の防止 (水素掃気機能) | 供給先の建家の管理区域解除まで |
| | 冷却水供給ポンプ (583P141, 583P142, 583P143) | ・その他 (冷却機能) | 系統除染が完了するまで |
| | 冷却塔供給ポンプ (583P181, 583 P182, 583P183) | | |

補正前

廃止措置計画変更認可申請書 (平成31年3月20日付け30 原機 (再) 086)

補正後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (168/168)

| 設備名称等 | 検査内容 | 要求される機能 | 維持すべき期間 |
|-----------------|---|--------------------------|--------------------|
| 海中放出設備 | 放出配管系を0.45 MPaGauge以上に加圧し、圧力降下がないことを確認する。 | ・廃棄施設 | 全ての建家の管理区域解除まで |
| 分離精製工場 (MP) | 作動試験により、安全弁(266C3)の吹出し圧力が0.249 MPaGauge以下であることを確認する。 作動試験により、安全弁(271C10)の吹出し圧力が0.249 MPaGauge以下であることを確認する。 | ・火災等による損傷の防止 | 系統除染が完了するまで |
| 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) | 運転中の空気圧縮機1台を停止させ、予備機が自動起動することを確認する。 | ・計測制御系統施設 | 高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで |
| ユーティリティ施設 (UC) | 空気圧縮機 | ・火災等による損傷の防止 (水素掃気機能) | 供給先の建家の管理区域解除まで |
| | 冷却水供給ポンプ (583P141, 583P142, 583P143) | ・その他 (冷却機能) | 系統除染が完了するまで |
| | 冷却塔供給ポンプ (583P181, 583 P182, 583P183) | | |

○検査方法の明確化

| <p style="text-align: center;">補 正 前</p> <p style="text-align: center;">廃止措置計画変更認可申請書（平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機（再）086）</p> | <p style="text-align: center;">補 正 後</p> | <p style="text-align: center;">補正理由</p> |
|--|--|---|
| <p>添付書類 十</p> <p>回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書</p> <p>回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出すため、工程洗浄を実施する。工程洗浄は平成 31 年度から平成 32 年度に実施する計画であり、詳細な方法、時期については平成 29 年度末までに定め、その後、廃止措置計画の変更申請を行う。<u>また、初回の施設定期検査については、平成 31 年度に計画しているガラス固化処理までに受検する。平成 31 年度の施設定期検査については、工程洗浄開始までに受検し、以降は、ガラス固化処理の支障とならない時期に定期事業者検査を実施する。</u></p> | <p>添付書類 十</p> <p>回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書</p> <p>回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出すため、工程洗浄を実施する。工程洗浄は平成 31 年度から平成 32 年度に実施する計画であり、詳細な方法、時期については平成 29 年度末までに定め、その後、廃止措置計画の変更申請を行う。</p> | <p>○廃止措置計画認可後初回の施設定期検査の延長を踏まえた見直し</p> |

| 補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（平成 31 年 3 月 20 日付け 30 原機（再）086） | 補 正 後 | 補正理由 |
|--|--|---------------------------------------|
| <p>添付書類 十一 特定廃液の固化化その他の処理の工程に関する説明書</p> <p>1 高放射性廃液</p> <p>1.1 処理の方法及び手順 変更なし</p> <p>1.2 処理に係る人員 変更なし</p> <p>1.3 設備の管理方法・体制 変更なし</p> <p>1.4 処理の工程・工程管理の方法 変更なし</p> <p>1.5 施設定期検査を受けるべき時期 <u>初回の施設定期検査を受けるべき時期については、平成 31 年度に計画しているガラス固化処理までに受検する。平成 31 年度の施設定期検査については、工程洗浄開始までに受検し、以降は、ガラス固化処理の支障とならない時期に定期事業者検査を実施する。</u></p> | <p>添付書類 十一 特定廃液の固化化その他の処理の工程に関する説明書</p> <p>1 高放射性廃液</p> <p>1.1 処理の方法及び手順 補正なし</p> <p>1.2 処理に係る人員 補正なし</p> <p>1.3 設備の管理方法・体制 補正なし</p> <p>1.4 処理の工程・工程管理の方法 補正なし</p> <p>1.5 施設定期検査を受けるべき時期 <u>令和 2 年度以降は、ガラス固化処理の支障とならない時期に定期事業者検査を実施する。</u></p> | <p>○廃止措置計画認可後初回の施設定期検査の延長を踏まえた見直し</p> |